

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

公益財団法人はまなす財団(24通1)

団体代表者 役職・氏名

理事長 阿部 啓二

法人番号

9430005010380

申請団体の住所

札幌市中央区北5条西6丁目2番地の2

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

公共交通と地域の付加価値を向上させるソーシャルビジネス形成支援事業

複数選択

ソーシャルビジネス形成支援事業

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報		必須		申請時入力不要	
		任意			
申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	公共交通と地域の付加価値を向上させるソーシャルビジネス形成支援事業			
	事業名（副）				
	団体名	公益財団法人 はまなす財団	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
○	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題
	公共交通の廃止や利便性低下による交通弱者の生活の質が損なわれることを防止するための支援

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_11.住み続けられるまちづくりを	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	人口減少により公共交通が危機に瀕している地域においても、子どもや高齢者など運転免許を保有しない交通弱者が安心して住み続けられるまちづくりを目指す
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	北海道という自然環境の厳しい地域において、信頼性の高い公共交通インフラが維持されることは、地域経済の発展と地域住民の福祉に大きく寄与する
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	地域住民の創意により公共交通を活用した新たな経済活動を促すことにより、公共交通や地域産業の付加価値向上と雇用創出に寄与する
_4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	広大な面積に都市機能が分散する北海道においては、公共交通の維持は、高等教育への平等なアクセスを確保するための重要な課題である
_3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	広大な面積に都市機能が分散する北海道においては、公共交通の維持は、質の高い保健医療サービスへのアクセスを確保するための重要な課題である

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	137/200字
○ 当財団は、石炭などの基幹産業が衰退し、長期低迷に陥っていた北海道の経済社会を活性化するため、昭和63年に、通商産業省（当時）、北海道開発庁（当時）及び北海道が掲げる地域づくりの理念の下、官民が一体となって地域プロジェクトの育成・支援を行うために設立された公益団体である。	
(2)団体の概要・活動・業務	225/200字
○ 北海道、市町村及び経済界などから出捐を受けた基金運用益や賛助会費に基づく自主財源をもとに、人材育成や、地域密着型のきめ細かな地域づくり支援活動を展開するとともに、国や道などからの受託事業も実施。	
○ 特に民間の地域づくり活動を行う団体に対し、単なる資金支援のみならず、組織づくりや自走化まできめ細やかな伴走支援を行う「地域づくり活動発掘・支援事業」は、財団の看板事業として高く評価されており、2013～23年の11年間で75件の支援実績を有する。	

II.事業概要					国外活動の有無		－	資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期						北海道		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		なし	
直接的対象グループ		人口減少等により厳しい状況に置かれている公共交通事業者 (乗合バス事業者や鉄道事業者など)					(人数)		実行団体決定後確定		
最終受益者		○生活利用者 ・特に学生や高齢者など免許を持たない交通弱者 ○経済利用者 ・ビジネスや観光、物流などで公共交通を利用する方 ○地域経済関係者 ・公共交通に関係する各種サービス産業など					(人数)		実行団体決定後確定		
事業概要		○事業の概要 地域の公益的機能を担う民間企業・団体等が中心となって、公共交通の付加価値向上と地域経済の活性化を実現するソーシャルビジネスを、市町村や事業者の垣根を越えて広域的かつ複合的に展開することで、厳しい状況に置かれている公共交通事業者を支えるとともに、利用者と地域のWellBeing向上に貢献する。 ○事業の進め方 【採択年度】 ・ 資金分配団体が、実行団体を公募し、包括的支援プログラムに基づく組織づくりや人材育成、関係機関との連携に関する支援を行うことで、事業の推進体制を整える。（実行団体を「交通地域づくり法人（TMO）」として位置づけ） 【採択翌年度以降】 ・ 実行団体（TMO）が中心となって、地域住民や、公共交通を活用したソーシャルビジネスに関心を有する若年層の参加などを広く促しながら、次の例による事業を展開する。（詳細は実行団体からの提案内容により決定） ① 公共交通の魅力や利便性を高め、交通サービスの付加価値を向上する事業（列車やバスを活用した付加価値の高い商品造成など） ② 公共交通を活用した地域経済への波及効果を高める事業（公共交通への応援をきっかけにした関係人口の創出など） ③ 公共交通を支える人的基盤を強化する事業（交通事業者のマンパワー不足解消に向けた支援など） ・ 実行団体（TMO）は、当初は、休眠預金を活用した事業の着実な実施を通じた収益の確保に努めつつ、徐々に沿線の自治体や企業等からの受託事業を増加させることで、運営の自走化を目指す。									

659/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	731/1000字
○ 北海道においては、2020年の人口（国勢調査）が、2015年10月（同）との比較で約3％に相当する約16万人の減少となるなど、全国の都道府県で最も深刻な人口減少が続いており、地域社会の様々な分野に重大な影響を及ぼしている。 ○ なかでも地域交通に関しては、近年のコロナ禍や燃油価格高騰などの直撃により、路線の再編や減便、廃止などが相次いでおり、住民生活はもとより、ビジネスや観光、物流などにも様々な歪みが生じつつあるところであり、これらは今後いわゆる「2024年問題」の顕在化により、一層加速することが想定される。 ○ 積雪寒冷に加え、広大な面積に都市機能が分散する北海道においては、公共交通機関が住民の生活や社会経済活動に果たす役割は極めて重要であり、特に免許を持たない学生や高齢者などにとって、交通サービスの低下は、単なる社会生活の利便性の低下のみならず、自分の街に居住し続けることが困難となる可能性もあるなど、住民のWell-beingが脅かされることが懸念される。 ○ こうした状況に対し、経営の厳しい公共交通事業者の自助努力だけで課題を解決することは困難な状況にあり、また、公共交通の維持に関する既存の行政支援も限界がある。 ○ 令和5年に全面改正された地域公共交通活性化及び再生法に基づく「基本方針」においては、「地域公共交通の活性化・再生を実現するためには、利用者たる住民が地域の公共交通サービスについて、自分自身の問題であると認識し、主体的にその維持・改善の取組に参画することが必要である」と明記されており、今後は、公共交通の確保を交通事業者や行政任せにするのではなく、住民主体による新たな発想に基づく取組を行うことが求められている。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	313/200字
○ 国土交通省や都道府県などが、次のような取組を行っている。 ＊公共交通の運行を直接的に支える支援（例 バスの運行経費や車両購入等に対する補助、バリアフリー化など） ＊公共交通の再構築を行うための支援（例 デマンド交通や自家用有償運送の推進、様々な実証事業など） ○ しかしながら、これらはいずれも、運輸行政を推進する立場からの「交通目線」の支援であり、かつ、市町村単位の支援が主となっている。 ○ 人口減少社会においては、既存の域内需要だけでは先細りとなることは明らかであり、今後は、交通サービスの付加価値を高め、新たな需要の創出につなげる「経済目線」による支援を、市町村の垣根を超えて展開することが必要である。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	183/200字
○ 当財団は、北海道の地域開発や産業活性化を通じて活力ある地域社会の形成を目指す団体であり、現下の人口減少に関しては最も重要な社会課題として捉え、人材育成や、民間地域づくり活動の発掘・支援をはじめ、様々なアプローチで解決に取り組んできた。 ○ また、公共交通に関しても、交通事業者と連携し、北海道の将来の交通体系のあり方に関する調査研究を行うなどの取組を行ってきた。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	258/200字
○ 事業者の自助努力や、既存の行政支援だけで公共交通を維持することには限界がある中、今後は、住民自らも民間ならではの特性や機動力を活かしながら、主体的にその維持・改善の取組に参画していくことが必要であるが、取組の持続性を確保するためには、事業の実効性と収益性を満たすソーシャルビジネスの形態で行うことが適当であること。 ○ また、取組の実効性を高めるためには、市町村や事業者の垣根を越えて広域的かつ複合的な展開を行う必要があるが、そのためには、行政の所管や事業領域の壁を越えた、民間セクターによる活動が望ましいこと。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
○ 事業終了概ね2～3年後に、本事業で支援を行った実行団体において、完全に自立した運営が行われている。 ○ 公共交通を住民自らが展開するソーシャルビジネスによって活性化させる仕組みが広く認知され、道内のみならず、全国において広く水平展開されている。 ○ 地域における公共交通の価値に対する共通認識が高まり、事業者、国、自治体、住民が各々の役割分担の下で、地域の生活交通を支える仕組みが構築されている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体7100字	モニタリング	指標100字	初期値/初期状態100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体（RMO）を通じて、住民自らが公共交通の維持、改善に主体的に参加する社会が実現されており、主に次の項目が達成されている。					
① 公共交通の魅力や利便性を高めることによる、交通サービスの付加価値向上		実行団体の活動により創出した、魅力や利便性の向上に資する新たな取組及び利用者の数	ゼロ		実行団体決定後決定
② 公共交通を活用した地域経済への波及効果向上		実行団体の活動により創出した、地域における新たな経済活動及び利用者の数	ゼロ		実行団体決定後決定
③ 公共交通を支える人的・経済的基盤の強化		実行団体の活動により創出した、公共交通を支える新たな人的・経済的リソースの出現	ゼロ		実行団体決定後決定
④ 上記①～③のアウトカムを通じた総括的な成果		地域住民のWellbeing向上（公共交通の魅力や利便性、経済的有用性などに関する認識の変化）	実行団体決定後、アンケートやヒアリングを実施し決定		実行団体決定後決定
		沿線自治体における人口減少を補う水準の利用者数の確保	実行団体決定後決定		実行団体決定後決定

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配団100字	モニタリング	指標100字	初期値/初期状態100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
資金分配団体からの支援プログラムの提供により、実行団体において、主に次の項目が達成されている。					
① 実行団体の組織力強化と自立		休眠預金による事業期間終了後における自立又は自立の目途がついている実行団体の数	ゼロ		実行団体決定後決定
		地域や公共交通のことを深く理解し事業を自律的に展開できるスキルの高い専門人材の数	ゼロ		実行団体決定後決定
		外部資金（民間資金や自治体受託事業など）の獲得力	ゼロ		実行団体決定後決定
② 取組の全国展開		今回の包括的支援プログラムが体系的に確立され、全国に水平展開される状態になっている	ゼロ		包括的支援プログラムの確立、発信

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
◆実行団体が行うと想定される活動内容		18/200字
（事業実施準備）		8/200字
事務局体制の整備（プロジェクトマネージャー及び補助職員の配置など）	2024年度	33/200字
交通事業者及び沿線自治体とのディスカッション	2024年度	22/200字
受益者ニーズの把握	2024年度	9/200字
他の実行団体との情報共有、意見交換	2024年度	17/200字
事業計画策定	2024年度	6/200字
事前評価実施	2025年度	6/200字
		0/200字
（休眠預金を活用した事業の実施）		16/200字
実行団体が公募時に提案を行った事業の着実な推進	2025～27年度	23/200字
		0/200字
（休眠預金以外の財源確保に向けた事業の実施）		22/200字
沿線自治体からの受託事業	2026～27年度	12/200字
公共交通を活用したビジネスを行う沿線企業活動のコーディネート	2026～27年度	30/200字
		0/200字
（事業の持続性確保に向けた取組）		16/200字
中間評価	2026年度	4/200字
事業の収益性向上、外部資金の確保に向けた検討	2027年度	22/200字
事業総括・事後評価	2027年度	9/200字
今後の展開検討	2027年度	7/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
◆資金分配団体が行う活動内容		14/200字
（公募準備及び公募作業）		12/200字
事業の意義や必要性に関する道民コンセンサスの形成	2024年度（10～12月）	24/200字
公共交通事業者や関係自治体等との協議	2024年度（10～12月）	18/200字
実行団体への応募意欲を有する企業・団体等との事前コミュニケーション	2024年度（10～12月）	33/200字
実行団体に対する包括的支援プログラムの作成	2024年度（10～12月）	21/200字
多様な手段を活用した実行団体の公募	2024年度（10～12月）	17/200字
客観公正な手法による実行団体の選定	2024年度（10～12月）	17/200字
	2024年度（10～12月）	1/200字
（事業実施準備）		8/200字
実行団体の事務局体制整備支援	2024年度（12～3月）	14/200字
実行団体の配置したプロジェクトマネージャーに対する研修	2024年度（12～3月）	27/200字
実行団体の行う受益者ニーズ調査に対する支援	2024年度（12～3月）	21/200字
実行団体の事業計画作成支援	2024年度（12～3月）	13/200字
		0/200字
（休眠預金を活用した事業の実施支援）		18/200字
実行団体が公募時に提案を行った事業の着実な推進に向けた支援	2025～27年度	29/200字
		0/200字
（休眠預金以外の財源確保に向けた事業の実施支援）		24/200字
沿線自治体からの受託事業の支援	2026～27年度	15/200字
公共交通を活用したビジネスを行う沿線企業活動のコーディネート支援	2026～27年度	33/200字
		0/200字
（事業の持続性確保に向けた取組支援）		18/200字
事業の収益性向上、外部資金の確保に向けた検討の支援	2027年度	25/200字
今後の展開検討の支援	2027年度	10/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	○ 資金分配団体の媒体による発信（ホームページ・メルマガ（登録者数約3500人）・広報紙・市町村向け研修事業など） ○ 発信力のある実行団体の採択（地方新聞社などを想定） ○ 事業を通じた発信機会の確保（個別事業のきめ細やかなプレスリリース・住民参加型のキックオフミーティング開催など）	144/200字
連携・対話戦略	次の三団体が連携し、各々の特性や強みを活かしながら事業を展開する。（各々の役割分担はIX（1）参照） ① 公益財団法人はまなす財団【資金分配団体】 ② 一般社団法人北海道観光資源創造センター【外部パートナー】 ③ 認定NPO法人北海道NPOファンド【外部パートナー】	133/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	当財団は、北海道の地域開発、産業活性化に係るプロジェクトの発掘、育成並びに支援を行う団体であり、自らが有する様々な支援ツールはもとより、道内産学官との様々なネットワークを活用して、引き続き当該社会課題の解決に向けた活用を継続していく。	117/400字
実行団体	本事業において、実行団体は、まずは休眠預金を活用した自主事業で足固めを行いつつ、徐々に沿線自治体からの受託や沿線企業のコーディネートなどにより収益力を高めていく戦略としており、プログラムオフィサーによる適切な支援により、事業期間終了後の持続可能性を確保していく。	131/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	646/800字
当財団では、昭和63年の創設以来、地域づくりに関する多種多様な支援、助成事業を行って参りましたが、2023年度に実施した主な事業は次のとおりです。 ◆自主事業 ○地域づくり活動発掘・支援事業（地域づくり活動を行う民間団体の組織づくりや事業展開に関する伴走支援）・・・2023年度採択件数 6件 ○地域経営はまなす塾（地域経営の基幹要員として活躍できる実行力を有する人材育成を目的とした官民合同研修）・・・2023年度参加者 10名 ○地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（中小観光企業協会の抱える課題解決に向けた研修事業）・・・2023年度開催回数 3回 ○北海道大学「デスティネーション・マネージャー育成プログラム」に対する支援（観光地域づくりの実践的人材の育成）・・・2023年度育成人数 2名 ◆受託事業 ○経済産業省「地域ブランド確立促進支援事業」（地域資源を活用したグランド化を進める事業者のアクションプラン策定）・・・2023年度採択件数 4地域 ○国土交通省北海道開発局「北海道価値創造パートナーシップ交流活性化検討業務」（地域づくり関係者のネットワーク形成研修）・・・2023年度開催回数 4回 ○北海道「農村ツーリズム人材育成セミナー事業」（農村ツーリズムを支える人材育成に向けたワークショップ、研修会）・・・2023年度開催回数 3回 ○JICA「参加型地域開発のための地方行政強化研修」（来日した開発途上国の行政職員等に対する長期研修）ほか1件	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	111/800字
○公共交通に関する調査研究 J R北海道取締役副社長と当財団理事による将来の交通体系のあり方に関する調査研究 ○二次交通サービスの充実に向けた地域支援 道内複数市町村においてレンタサイクルを活用した観光地づくりの支援	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体程度を想定			
(2)実行団体のイメージ	次の条件を満たす民間企業・団体（地方新聞社や地域金融機関などを想定） ・ 地域に根ざし、地域住民との広範なネットワークを有すること ・ 公益的事業の実績があること ・ 公共交通の付加価値向上に向けたソーシャルビジネスを、事業者や沿線自治体とイコールパートナーとして推進できる能力を有すること			145/200字
(3)1実行団体当り助成金額	5,000万円程度を想定			12/200字
(4)案件発掘の工夫	主に次の手法により、案件（実行団体）を発掘する ① ウェブによる発掘 ・ 財団のホームページやメルマガ（登録者数約3500人）を活用した事業の発信を行う ・ Webによる公募説明会を実施する ② 個別訪問による発掘 ・ 沿線関係者（自治体や経済団体、主要企業など）を訪問し、事業への理解と参加を促す ③ メディアによる発掘 ・ 地元紙等を活用した事業の発信を行う			185/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割

○ 次の三団体が連携し、次の役割分担により、各々の特性や強みを活かしながら事業を展開する。

○ 各団体はプログラムオフィサーを1名配置するとともに、その他複数の補助要員を充て、事業の着実な推進に努める。

① 公益財団法人はまなす財団【資金分配団体】

・ プロジェクトの全体統括

・ 関係する行政機関や交通事業者等との連携・調整

・ 実行団体の支援（主に地域経済活性化目線からのアプローチ）

② 一般社団法人北海道観光資源創造センター【外部パートナー】

・ 地域の交通、経済関係者との連携

・ 実行団体の支援（主に公共交通活性化目線からのアプローチ）

③ 認定NPO法人北海道NPOファンド【外部パートナー】

・ ソーシャルインパクト評価の設計及びマネジメント

・ 実行団体の支援（主に市民活動目線からのアプローチ）

(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定

※資金分配団体用

人数		内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
3	名	新規採用人数 (予定も含む)		名		
		既存PO人数	3	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業と、本事業以外の事業を概ね1：1で兼業予定

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制

(4)コンソーシアム利用有無

資金分配団体は内閣府認定の公益財団法人であり、公益法人三法に定める基本的なガバナンス・コンプライアンス体制は完備している。加えて本事業の実施に当たっては、実施要項に基づく諸規程を遵守するとともに、監事（公認会計士）による定例監査を受監する。

なし

371/200字

120/200字

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/01 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	公共交通と地域の付加価値を向上させるソーシャルビジネ	
	団体名	公益財団法人 はまなす財団	

	助成金
事業費	197,000,000
実行団体への助成	168,000,000
管理的経費	29,000,000
プログラムオフィサー関連経費	28,000,000
評価関連経費	18,200,000
資金分配団体用	9,800,000
実行団体用	8,400,000
合計	243,200,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	11,800,400	62,084,600	62,134,600	60,980,400	197,000,000
実行団体への助成	6,000,000	54,000,000	54,000,000	54,000,000	168,000,000
－					
管理的経費	5,800,400	8,084,600	8,134,600	6,980,400	29,000,000

事業費(A)に対する割合	助成上限に抵触した場合、ERROR表示
14.7%	

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,160,000	8,320,000	8,020,000	7,500,000	28,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,460,000	4,920,000	4,920,000	4,920,000	17,220,000
その他経費	1,700,000	3,400,000	3,100,000	2,580,000	10,780,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	1,156,000	4,692,000	4,692,000	7,660,000	18,200,000
資金分配団体用	856,000	1,992,000	1,992,000	4,960,000	9,800,000
実行団体用	300,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	8,400,000

事業費 (A)/実行団体への助成に対する割合	助成上限に抵触した場合、ERROR表示
－	
5.0%	
5.0%	

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	17,116,400	75,096,600	74,846,600	76,140,400	243,200,000

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		公益財団法人 はまなす財団	
郵便番号		060－0005	
都道府県		北海道	
市区町村		札幌市中央区	
番地等		北5条西6丁目 札幌センタービル15階	
電話番号		011-205-5011	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.hamanasu.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2011/04/01	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アベケイジ
	氏名	阿部 啓二
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	タニカズユキ
	氏名	谷 一之
	役職	専務理事

(3)役員

役員数 [人]	23
理事・取締役数 [人]	9
評議員 [人]	12
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	2

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	8
常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	7
団体会員数 [団体数]	7
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-		
決済責任者 氏名／勤務形態			
通帳管理者 氏名／勤務形態			
経理担当者 氏名／勤務形態			

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	6
申請前年度の助成総額 [円]	7,000,000
助成した事業の実績内容	地域づくり活動・発掘支援事業（2013年開始） ・地域づくりに取り組む民間団体等に対して、助成金の支給や組織づくり支援、専門家の派遣など複合的な支援を実施

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	農林水産省「農村コミュニティ再生・活性化支援補助事業」を活用し、地域の農産品や加工品の販路拡大、都市圏からの交流人口増加などの農村活性化に関する取組を行った

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1〜5）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は再提出を求める場合があります。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必 任

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ヨシダ ヨシキ	吉田 義一						公益財団法人 はまなす財団	評議員長			
2	OK	ウエノ マサヒロ	上野 昌裕						公益財団法人 はまなす財団	評議員			
3	OK	ウチムラ ユウスケ	内村 雄介						公益財団法人 はまなす財団	評議員			
4	OK	サトウ ケンジ	佐藤 謙二						公益財団法人 はまなす財団	評議員			
5	OK	関 ヒロキ	関 博之						公益財団法人 はまなす財団	評議員			
6	OK	タカハシ ヒロシ	立川 宏						公益財団法人 はまなす財団	評議員			
7	OK	ツシマ	對馬 一修						公益財団法人 はまなす財団	評議員			
8	OK	デイ ヒロヨシ	出井 浩義						公益財団法人 はまなす財団	評議員			
9	OK	ナカノ マサトシ	中野 真寿						公益財団法人 はまなす財団	評議員			
10	OK	マエダ ナオヒロ	前田 尚宏						公益財団法人 はまなす財団	評議員			

11	OK	ヤキ`ワタル	八木 渉		公益財団法人 はまなす財団	評議員	
12	OK	ヨネタカズ`シ	米田 和志		公益財団法人 はまなす財団	評議員	
13	OK	アベ`ケイジ`	阿部 啓二		公益財団法人 はまなす財団	理事長	
14	OK	タニカズ`ユキ	谷 一之		公益財団法人 はまなす財団	専務理事	
15	OK	オヌキヒデ`ハル	小貫 秀治		公益財団法人 はまなす財団	理事	
16	OK	サトウスエキ	佐藤 季規		公益財団法人 はまなす財団	理事	
17	OK	スズ`キエイチ	鈴木 英一		公益財団法人 はまなす財団	理事	
18	OK	タムヲトオル	田村 亨		公益財団法人 はまなす財団	理事	
19	OK	ハヤシミカコ	林 美香子		公益財団法人 はまなす財団	理事	
20	OK	ミス`ノオサム	水野 治		公益財団法人 はまなす財団	理事	
21	OK	ヤマザ`キヒロヨシ	山崎 弘善		公益財団法人 はまなす財団	理事	
22	OK	スエナガ`キミヒロ	末永 仁宏		公益財団法人 はまなす財団	監事	
23	OK	ヤマモトマキオ	山本 眞樹夫		公益財団法人 はまなす財団	監事	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	公共交通と地域の付加価値を向上させるソーシャルビジネス形成支援事業
団体名:	公益財団法人 はまなす財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第20条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第21条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第21条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第22条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第19条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第25条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第26条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第25条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第28条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第28条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第38条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第39条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第38条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第39条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第37条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第42条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第44条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第42条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第29条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第30条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員等報酬規程	第2条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員等報酬規程	第2条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	就業規程	第25条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	就業規程	第25条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	就業規程	第25条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	就業規程	第25条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	就業規程	第25条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規程	第25条の2
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規程	—
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	—
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	定款	第34条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第34条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第34条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局組織規程	—
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局組織規程	—
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局組織規程	—
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務決裁に関する規則	—
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規則	—
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規則	—
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務決裁に関する規則	—
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書保存に関する規則	—
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書保存に関する規則	—
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	—
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規程	第1章
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規程	第1章
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規程	第1章及び第5章
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規程	第2章
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規程	第5章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	会計処理規程	第3章
(7) 決算		公募申請時に提出	会計処理規程	第8章

定 款

公益財団法人 はまなす財団

公益財団法人はまなす財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人はまなす財団（英文名 HAMANASU FOUNDATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道各地における地域開発・産業活性化等に係る人材育成や情報交流を進め、活力ある地域社会の形成を目指すとともに、北海道の有する資源（自然エネルギーや人的・歴史的資産を含む。）を活用した地域開発及び産業活性化に係るプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の発掘、育成並びに支援などを通じて、我が国及び国際社会の安定と発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業
- (2) 広域プロジェクト推進事業
- (3) 地域活性化プロジェクト事業
- (4) 情報促進事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については北海道各地及び日本全国（一部海外）において実施する。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとし、理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後にこの法人の目的を推進するために寄付を受けた財産については、寄附をした者が用途を定めた場合は、その用途に活用するものとし、特に用途を定めがない場合は、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正な維持及び管理をしなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分、除外又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 財産の管理及び運用は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録(以下「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、1 年以内に償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

第 4 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 13 条 この法人に、評議員 8 名以上 12 名以内を置く。

- 2 評議員のうち 1 名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にす

るもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員長は評議員会において選任する。

4 評議員はこの法人の理事若しくは監事又は職員を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、法令に定める書類を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項を決議するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補充により選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第17条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

第2節 評議員会

(評議員会の構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分、除外又は担保に供しようとするとき
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎年度1回7月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、随時開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 前項によりがたい場合は、出席した評議員の互選により議長を定める。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別に利害関係を有する評議員を除く 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分、除外又は担保に供しようとするとき

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに決議を行わなければならない。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び出席した評議員のうち議長が指名する 1 名が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を理事長とし、1 名を専務理事とする。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係ある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、法令で必要な書類を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 前条第2項の理事長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とし、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、専務理事がその職務を代行する。
- 4 前条第2項の専務理事をもって、法人法上の業務執行理事とし、第47条に定める事務局を統括し理事長が定めるところにより業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成することとする。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事に認められた法令上の権利を行使すること。

（役員の任期）

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事及び監事の補充により選任された理事及び監事の任期は、退任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には報酬を支給することができることとし、その報酬額は収支予算書に明示する。なお、退職金は支給しない。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(参与)

第35条 この法人に、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、この法人の事業に対し、専門的な知識及び経験を有する者のうちから、1年以内の期間を定め理事長が委嘱することとし、再任を妨げない。
- 3 参与は、理事長の諮問に対し、事業の推進に関する助言及び支援を行う。
- 4 参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の開催日時、場所及び目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の次の重要な業務執行の決定
 - イ 基本財産の処分及び基本財産とすることを条件とした財産の譲り受け
 - ロ 借入限度額の決定
 - ハ 従たる事務所の設置、変更及び廃止
 - ニ 法令及び定款に適合するための規程の整備

2 理事会は重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、毎年度 2 回 4 月と 7 月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった場合において、次のいずれかに該当し、その請求をした理事が招集したとき。
 - イ 請求のあった日から 5 日以内に理事会の招集の通知が発せられないとき
 - ロ 理事会招集の請求があった日から 2 週間以内に理事会が招集されないとき
- (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は法令に基づき監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号又は第 4 号後段の規定により理事長以外の役員が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、開催の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経

ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議事の進行は、理事長が当たる。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録は、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

第 6 章 委員会及び賛助会員

(委員会)

第 45 条 この法人の運営について必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

3 この法人の事業の遂行に関し必要があるときは、理事長が、委員会等を設置することができる。

(賛助会員)

第 46 条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員

規程による。

第7章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事業推進のため、事務局を設置する。

- 2 事務局は理事長の命を受け、専務理事が統括する。
- 3 事務局には所要の職員を置き、職員は理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局組織規程による。

(職員)

第48条 この法人の秩序を維持し、業務の円滑な運営を期するため、職員の就業に関する労働条件及び服務規律を定めた就業規程は、理事会の決議により定める。

(備付け書類及び帳簿の公開)

第49条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を法令の定めるところに従い備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録等
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書等
 - (8) 監査報告
 - (9) 公益目的取得財産残額の算定に関する書類
 - (10) この法人が国と特に密接な関係があるものであるか否かに関する書類
 - (11) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第3項に基づき理事会が定めるところによる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 14 条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（合併等）

第 51 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（解散）

第 52 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 53 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 54 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開及び個人情報の保護）

第 55 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

3 情報公開及び個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 56 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補則

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を認定前の事業年度の末日とし、設立の登記の日を認定後の事業年度の開始日とする。

3 本財団の最初の理事長は、小林 好宏、最初の理事会の議長を丹保 憲仁及び最初の常務理事を山崎 一彦とする。

4 本財団の最初の評議員及び監事は、次に掲げる者とする。

(1) 評議員 12 名

評議員 大槻 博

評議員 川合 克彦

評議員 木村 雅敏

評議員 栗山 芳孝

評議員 笹原 晶博

評議員 関川 峰希

評議員 新山 惇
評議員 平野 道夫
評議員 北條 紘次
評議員 安田 經
評議員 山角 博昭
評議員 山田 勝麿

(2) 監 事 2 名

監 事 久野 光朗
監 事 宮崎 幸一

附 則（平成 26 年 5 月 20 日一部改正）
一部改正は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 26 日一部改正）
一部改正は、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 30 日一部改正）
一部改正は、平成 30 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 29 日一部改正）
一部改正は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 26 日一部改正）
一部改正は、令和 5 年 7 月 26 日から施行する。

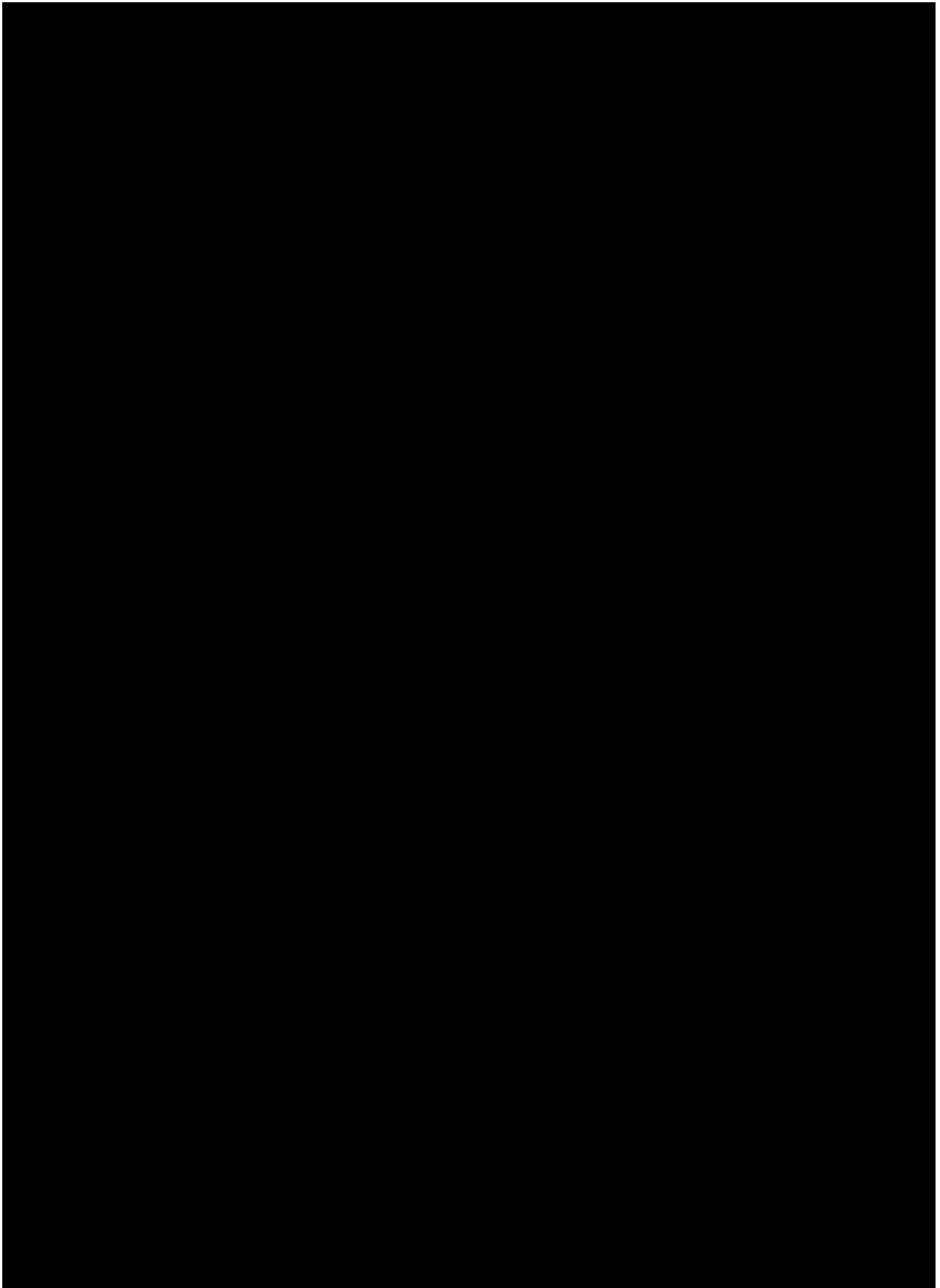
会 計 処 理 規 程

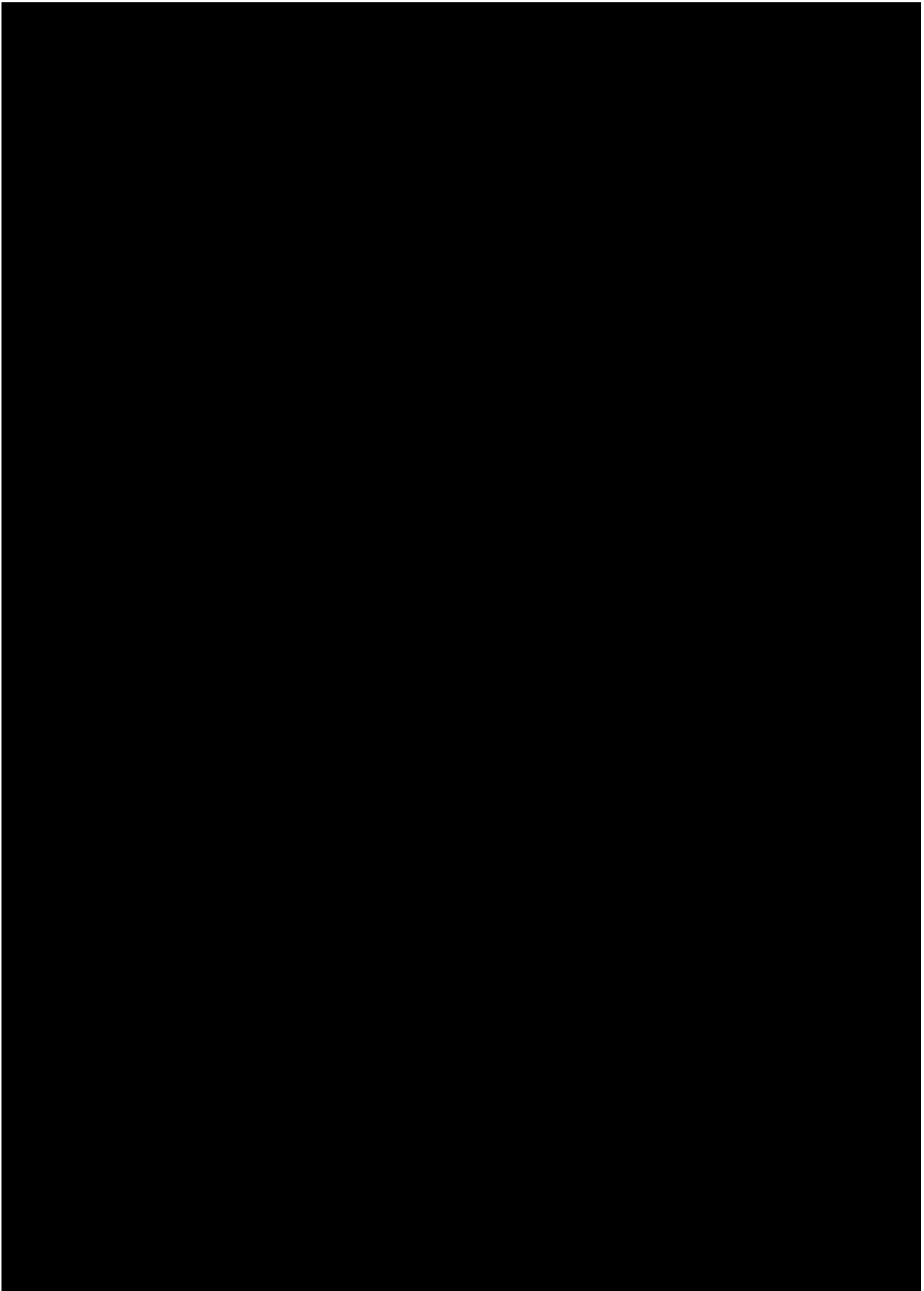
第 1 章 総則

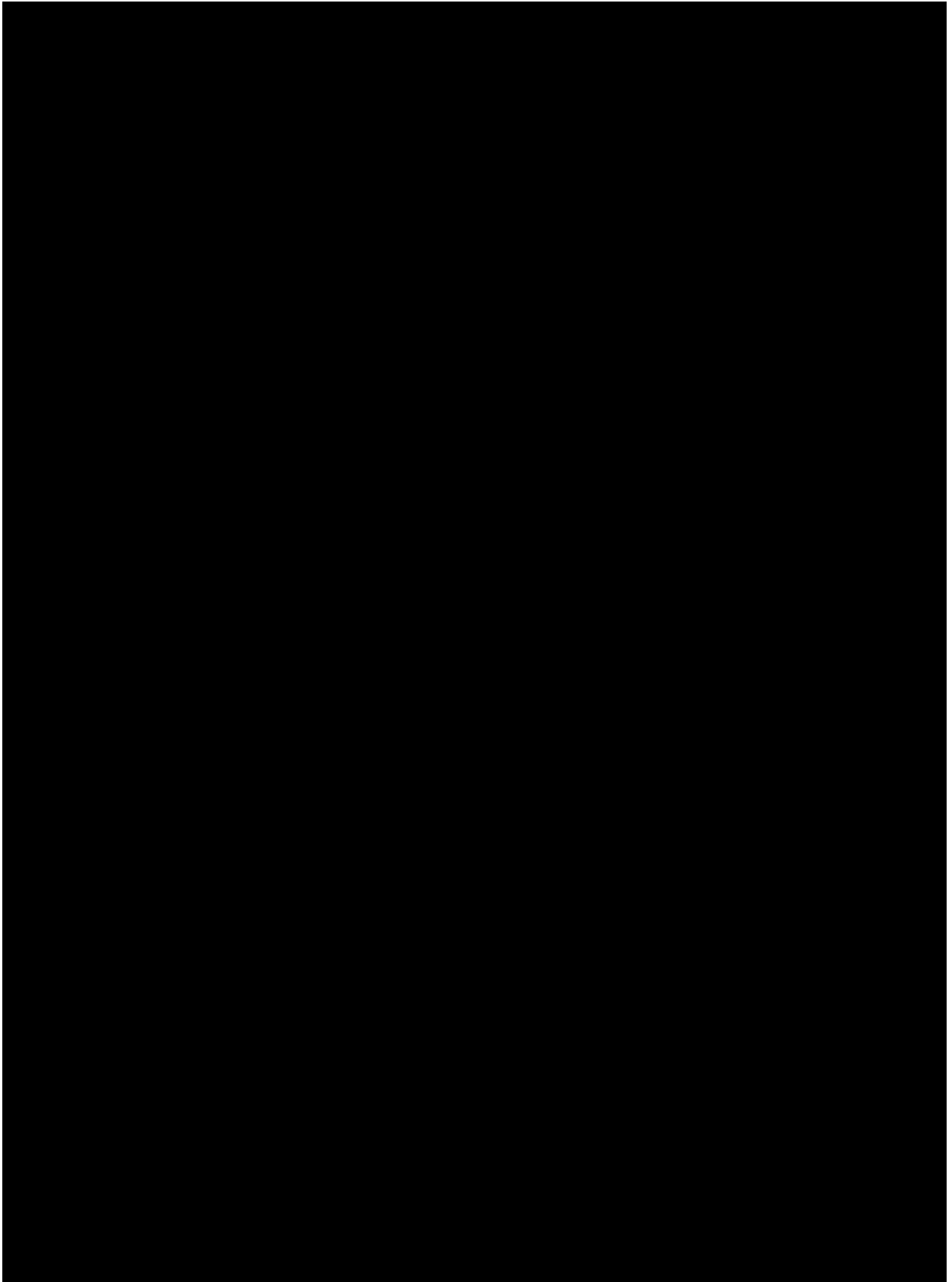
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

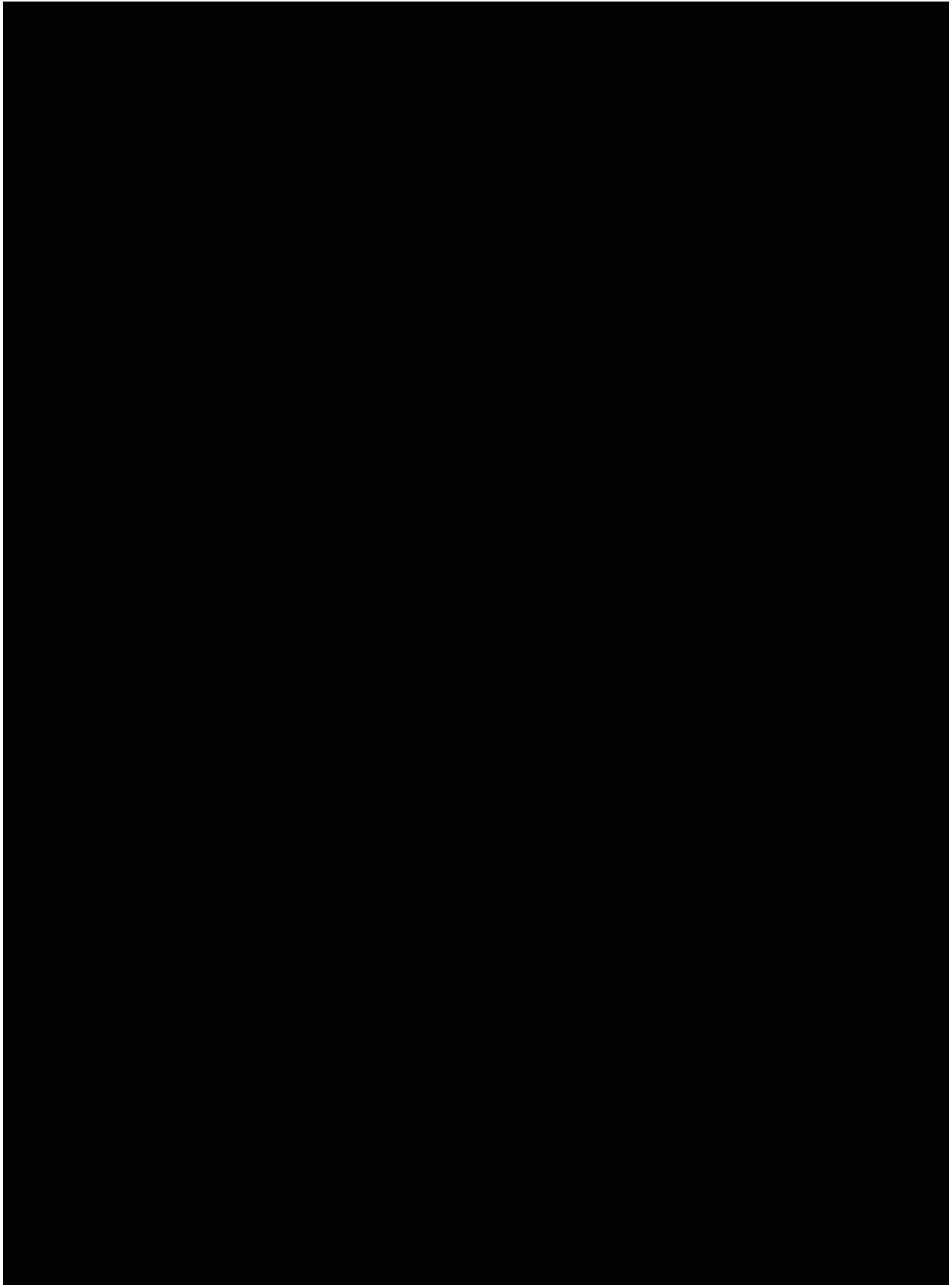
(目的)

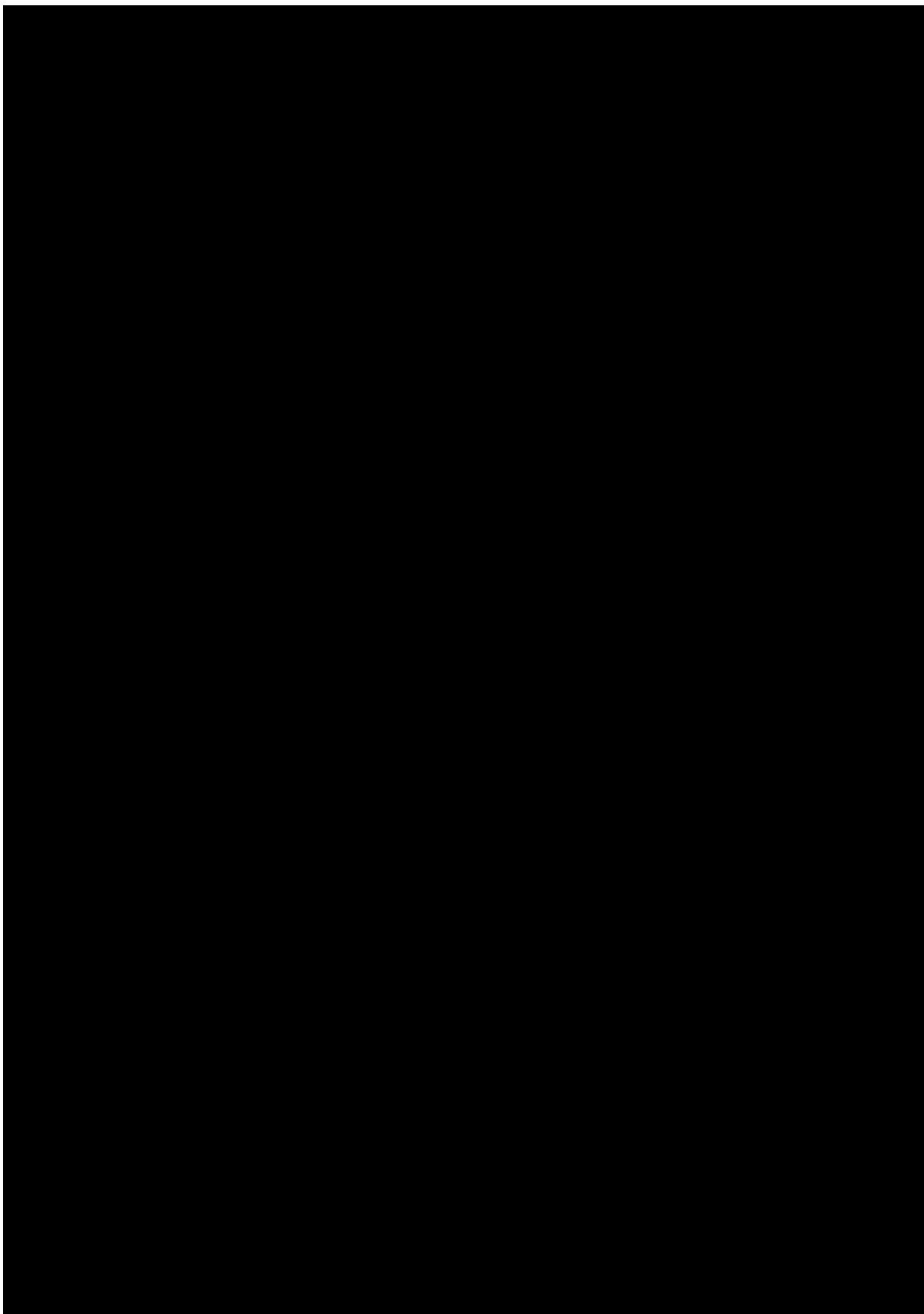
第 1 条 この規程は、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の適正かつ効率的な運営を図るため、その財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

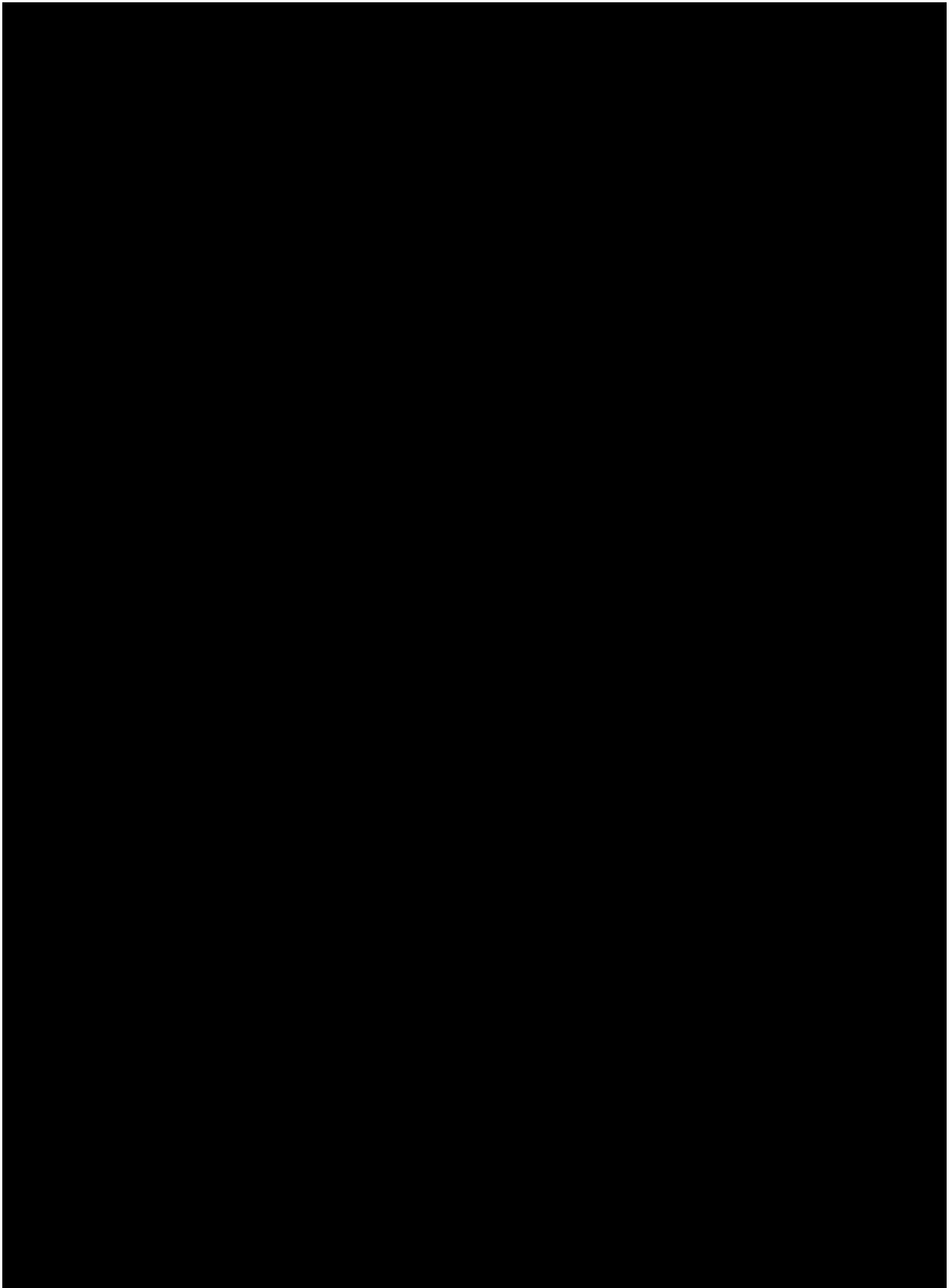


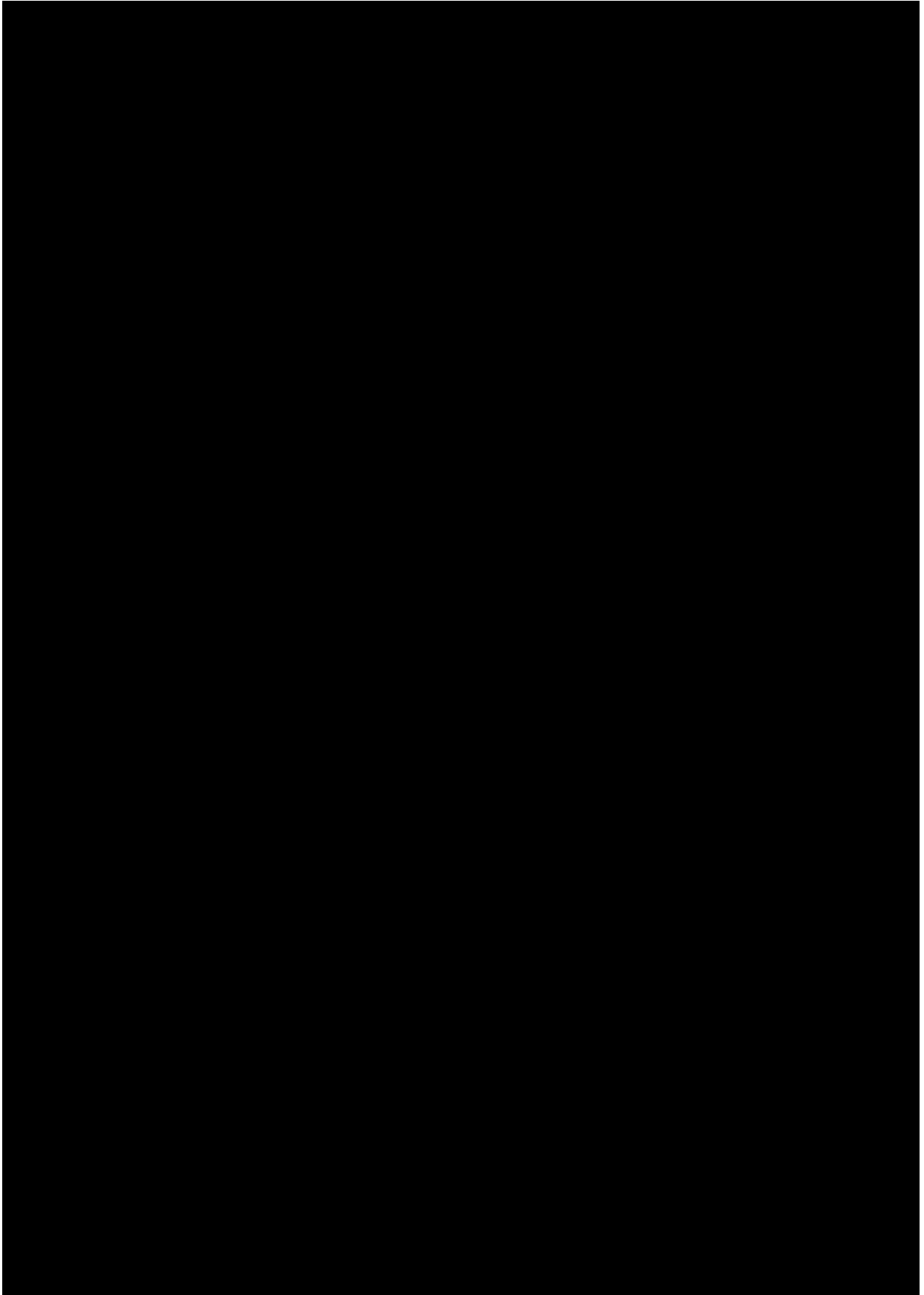


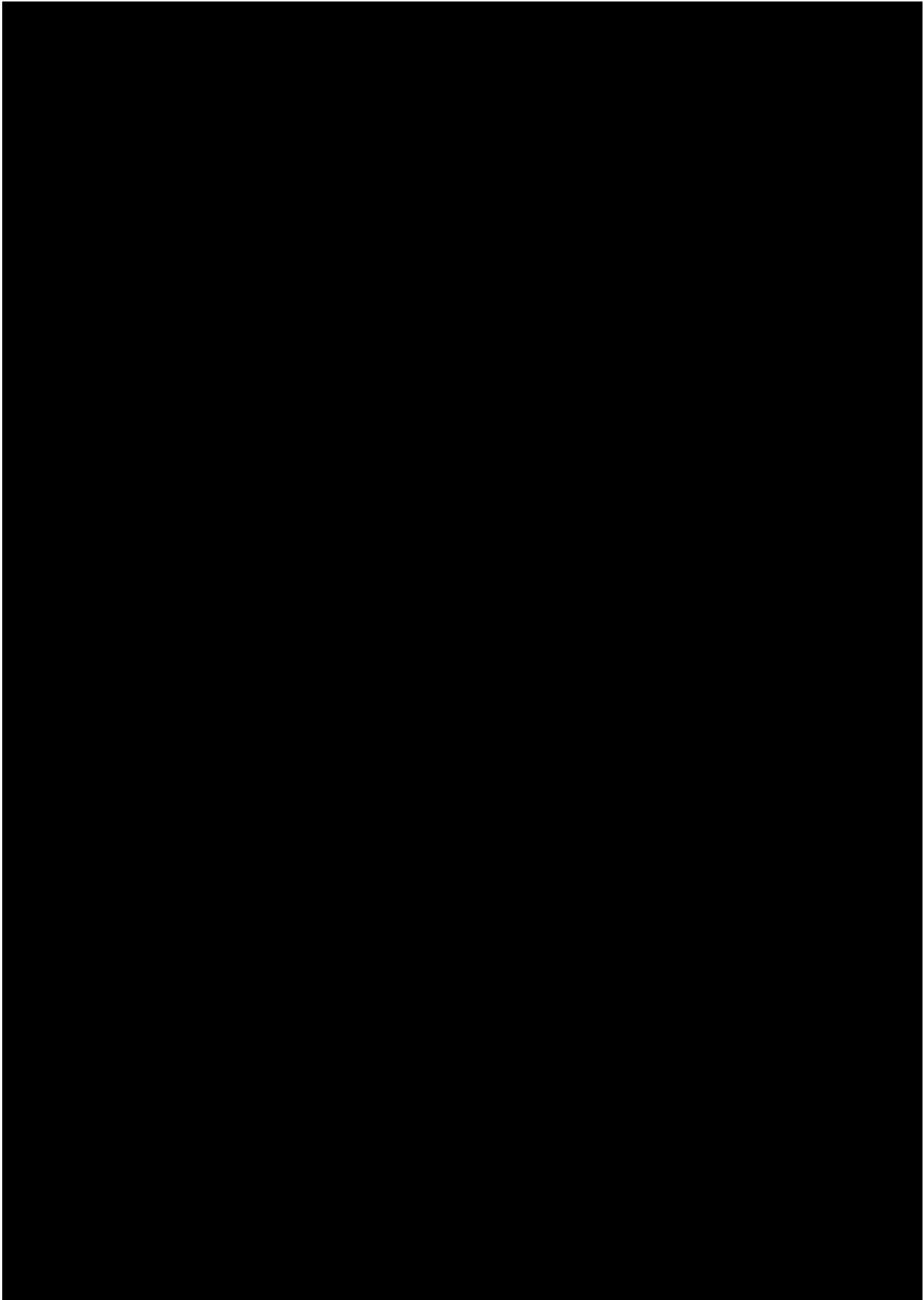














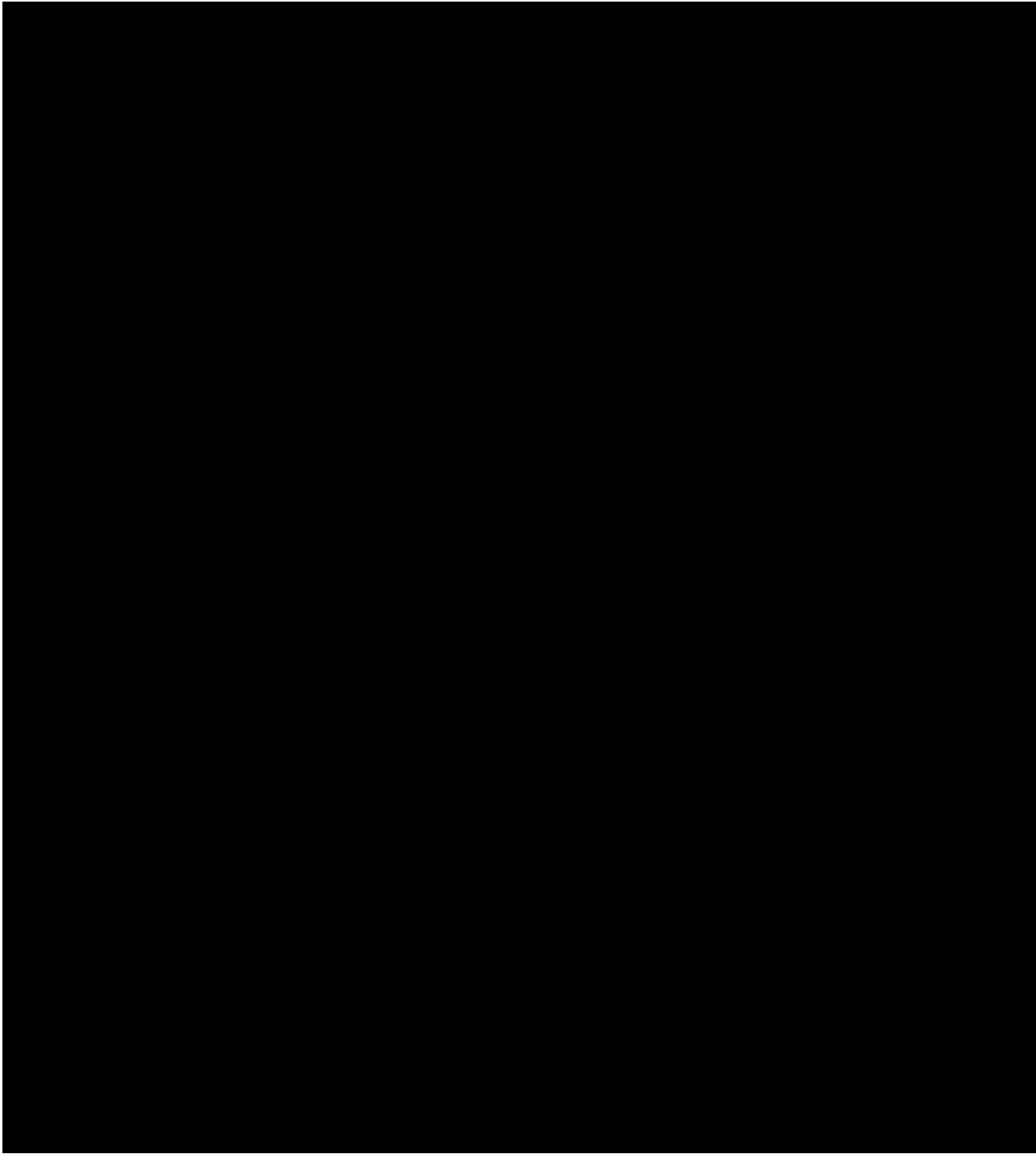
個人情報保護規程

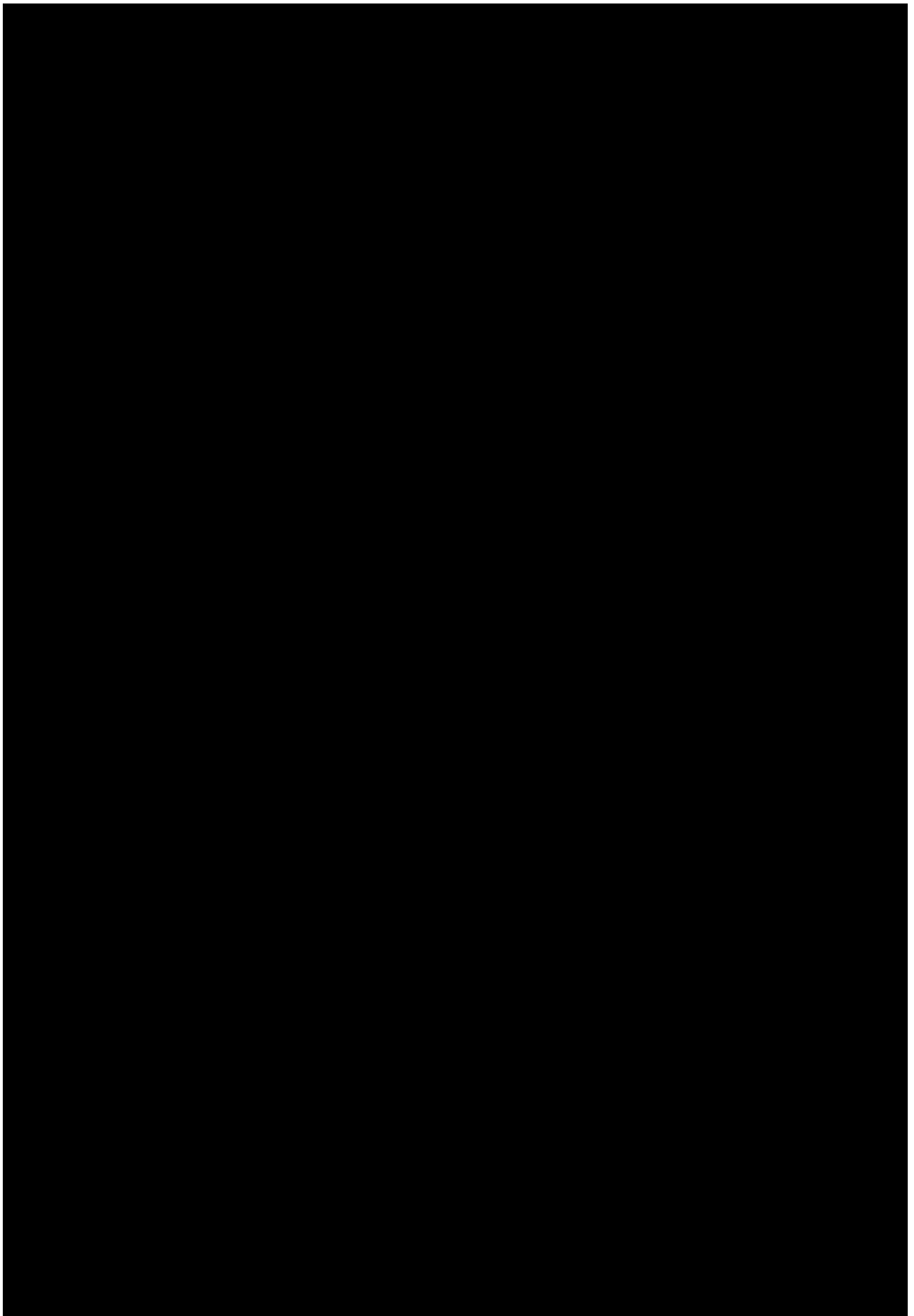
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

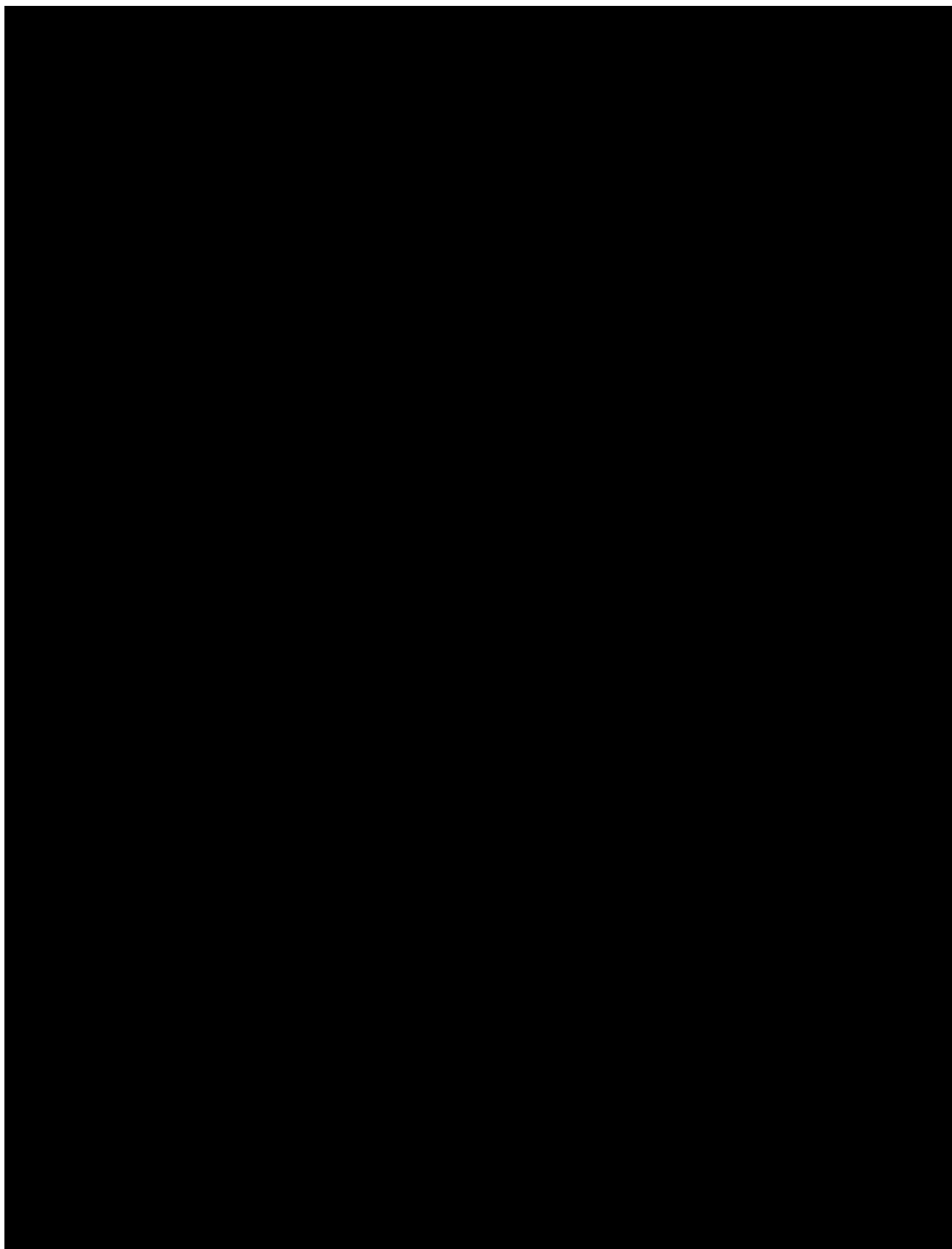
(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の定款第55条第3項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いに関して役職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、個人情報を適切に保護、管理することを目的とする。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、「公益財団法人はまなす財団特定個人情報取扱規程」において、別途定めるところに従うものとする。





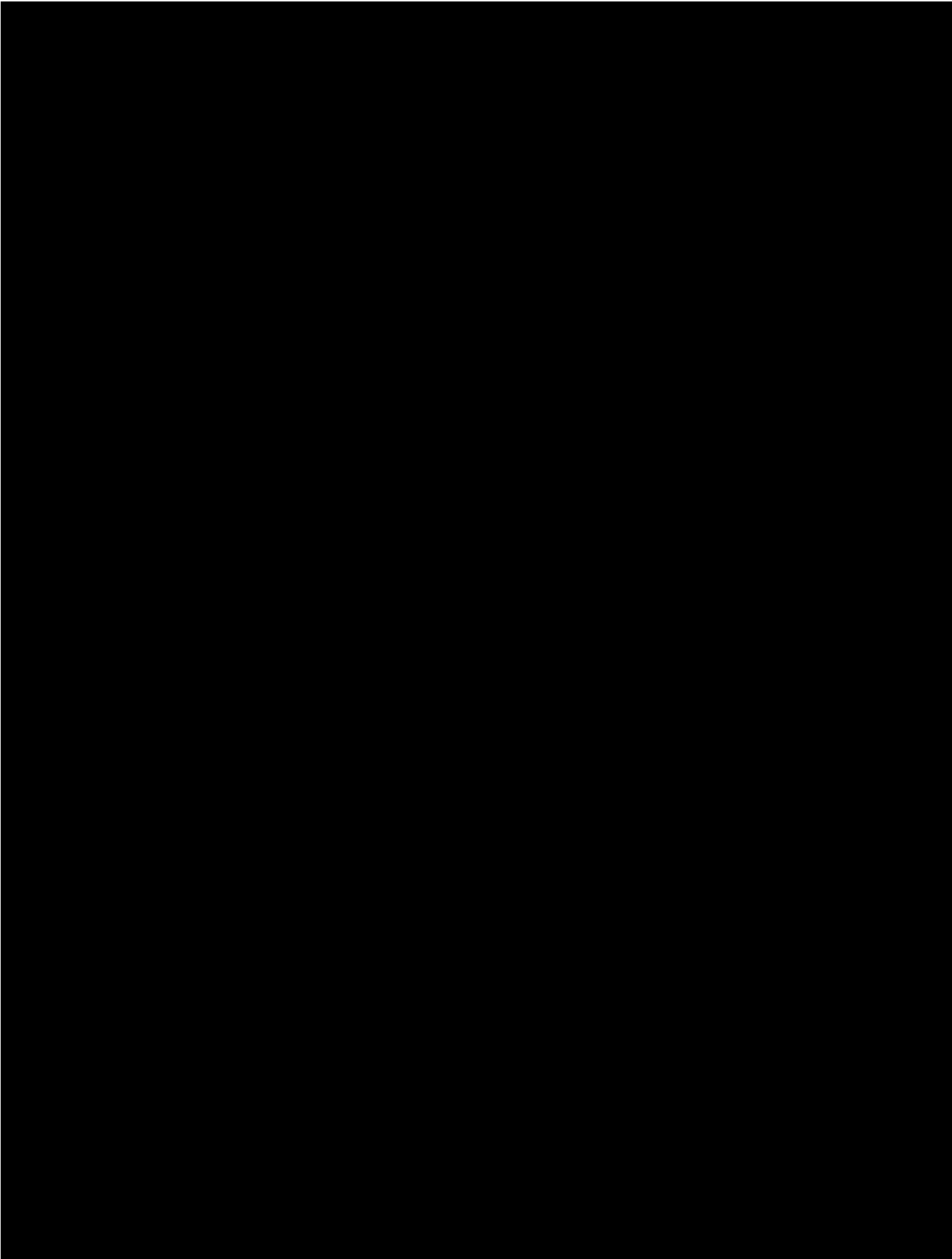


事務局組織規程

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人はまなす財団定款第47条第4項の規定に基づき、この法人の事務局の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。



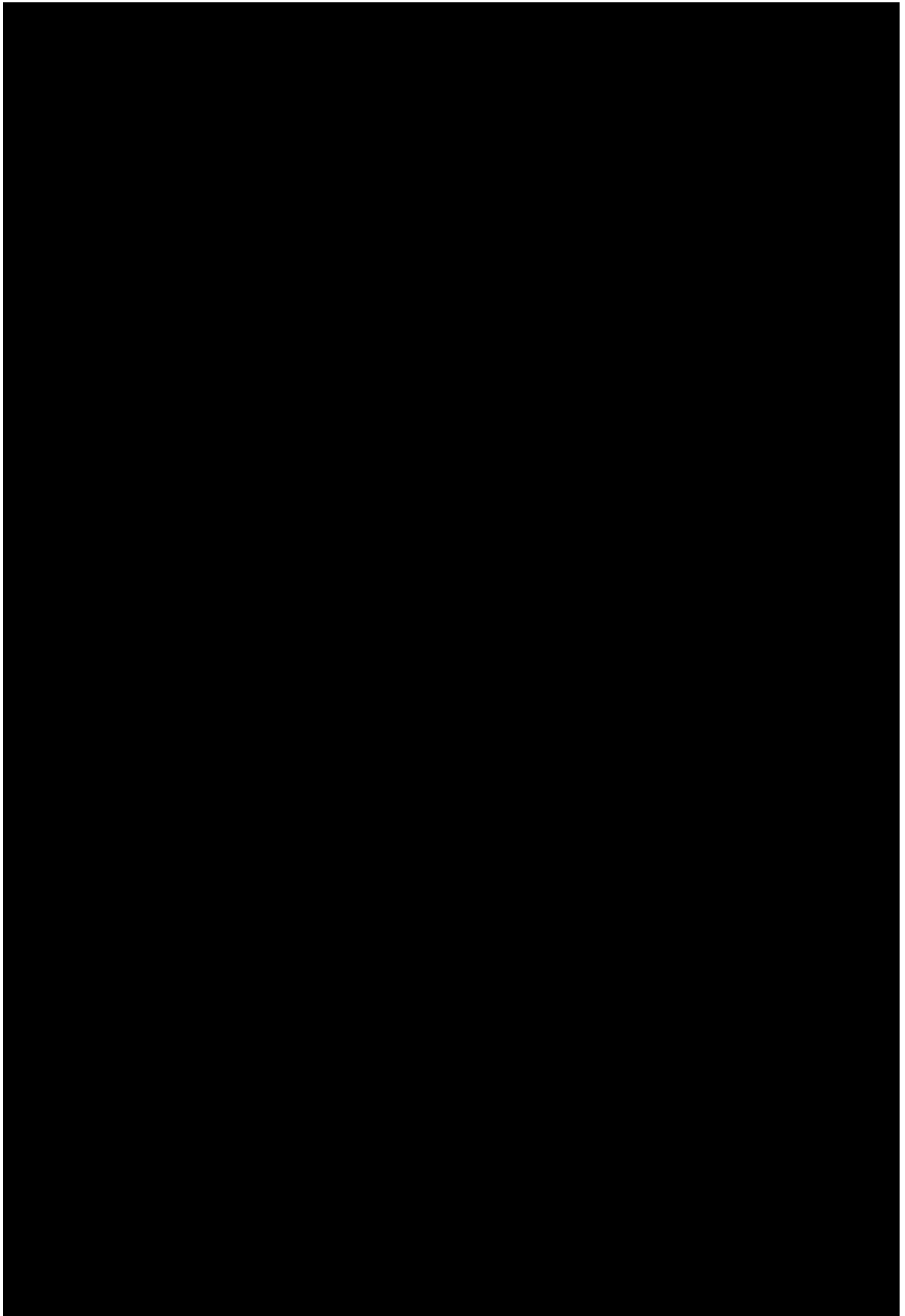


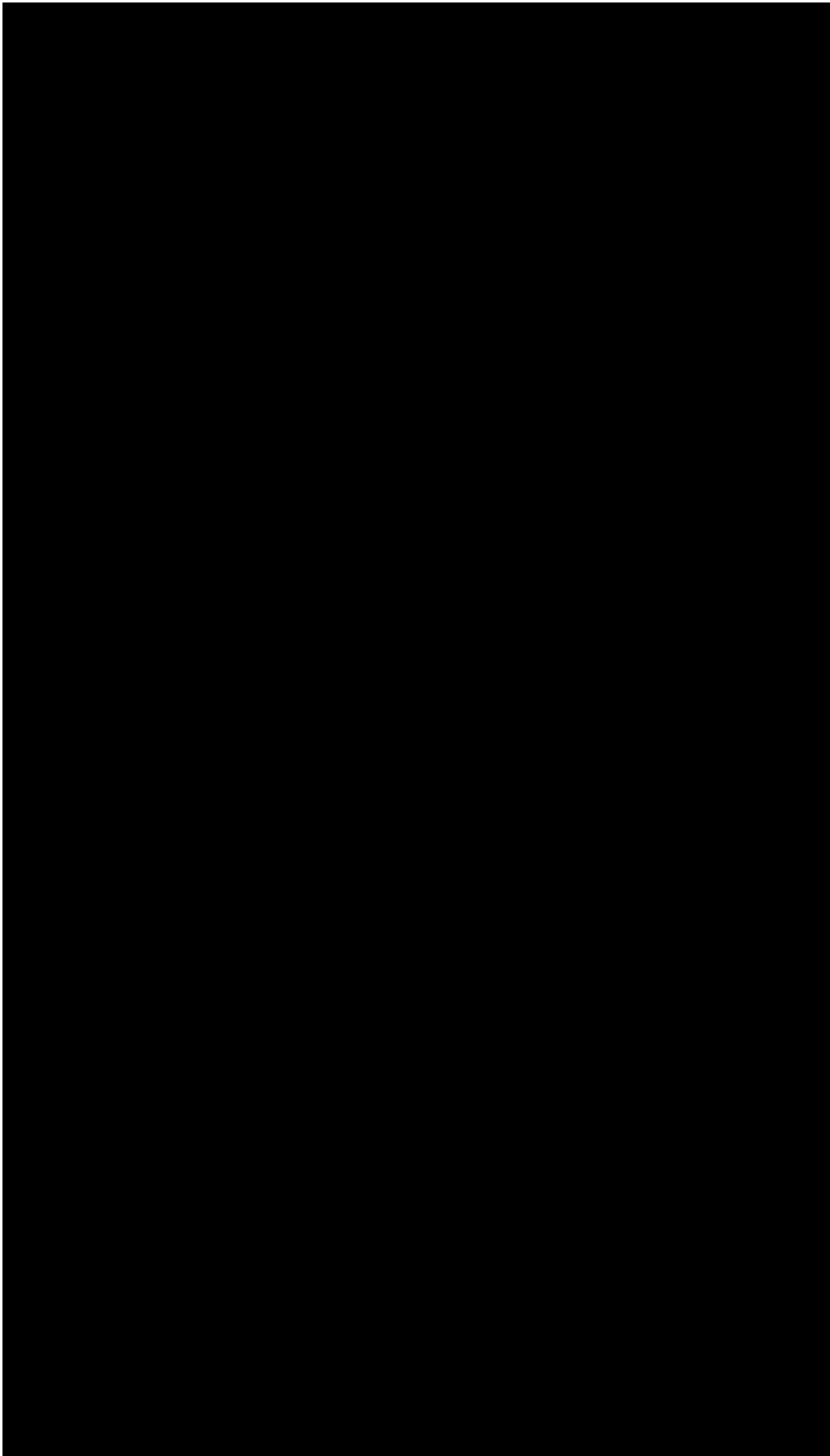
事務決裁に関する規則

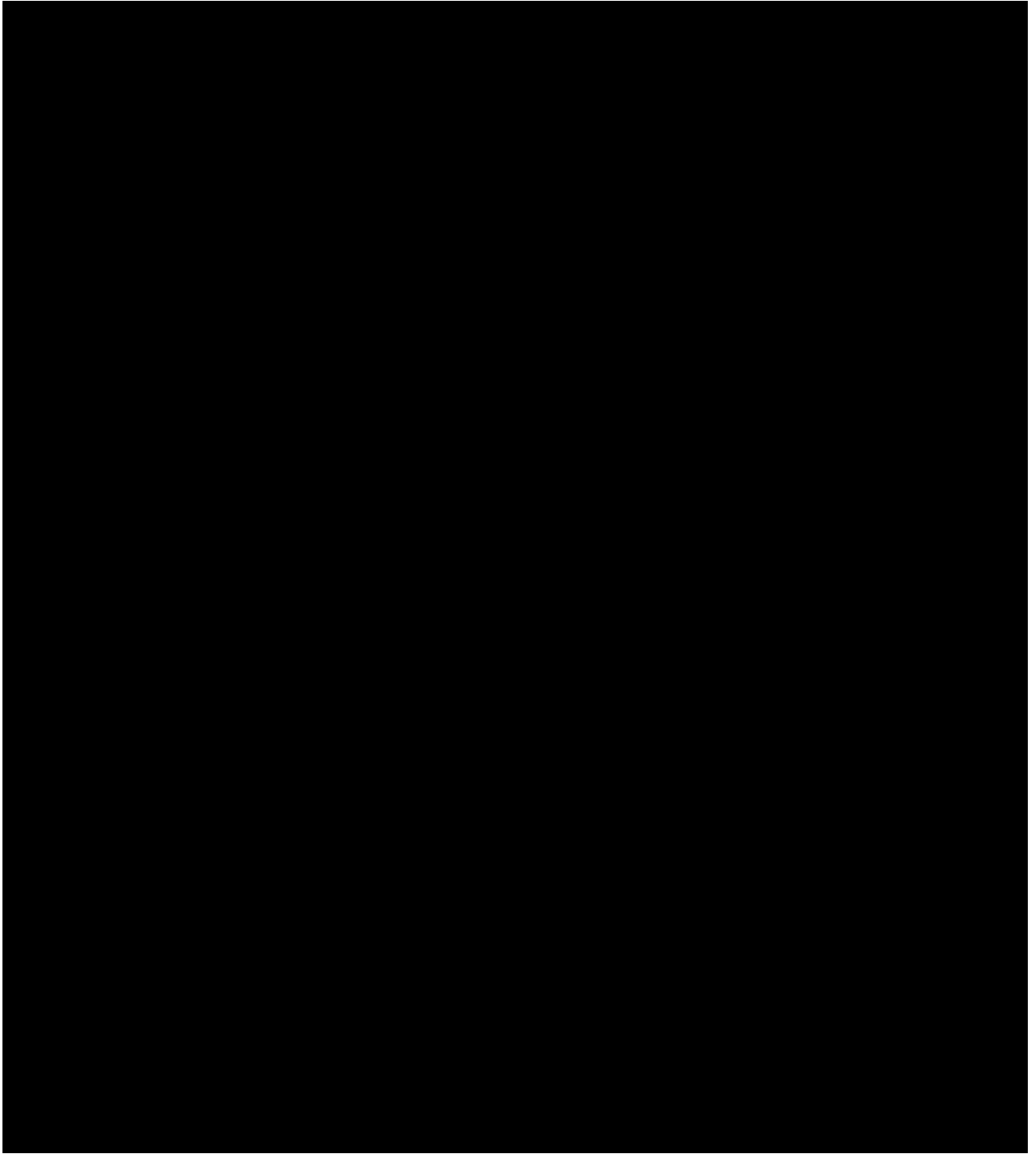
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

(趣旨)

第1条 この規則は、文書等の管理に関する規程第8条の規程に基づき、公益財団法人はまなす財団の文書の決裁及び施行に関し、必要な事項を定めるものとする。







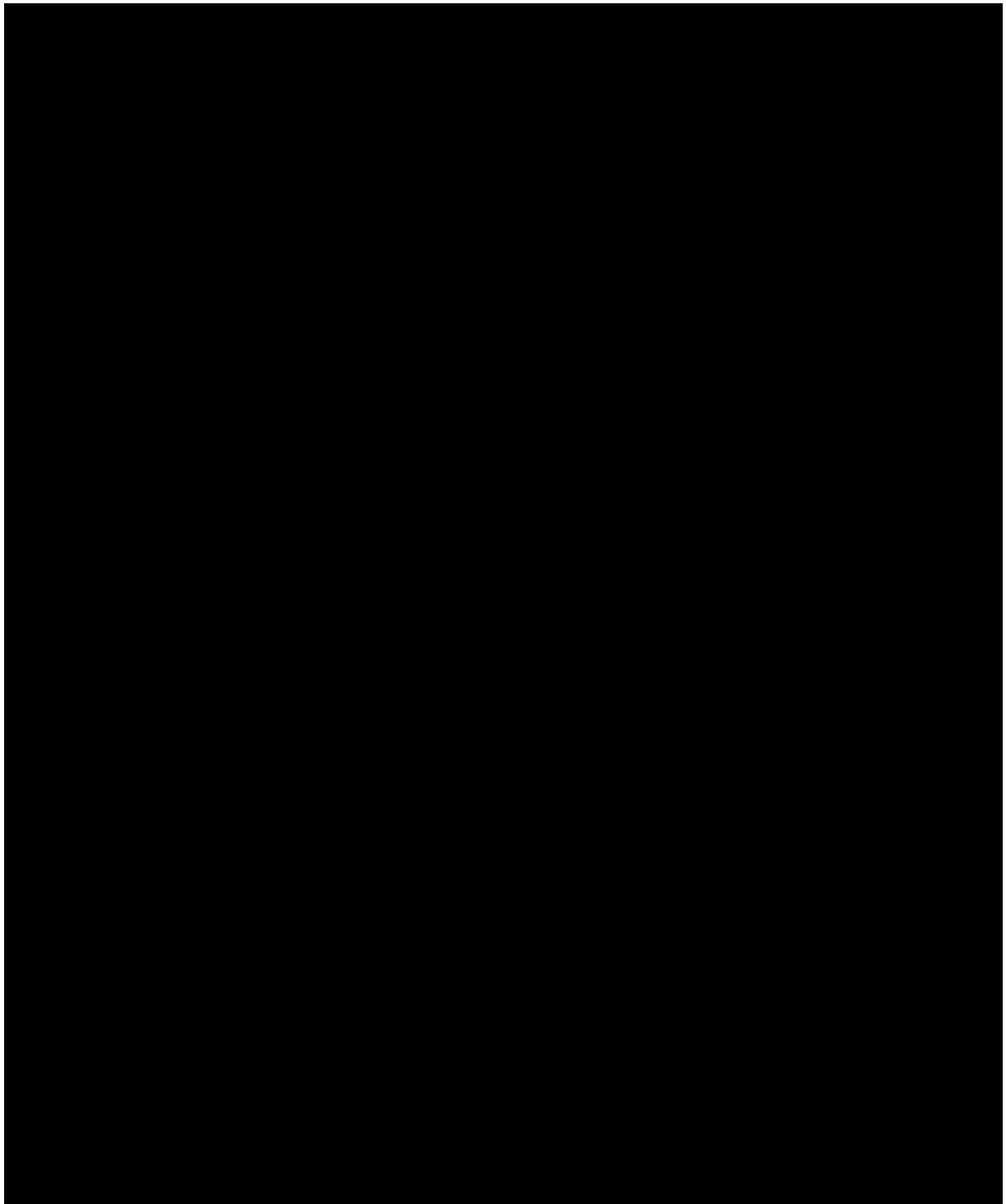
就 業 規 程

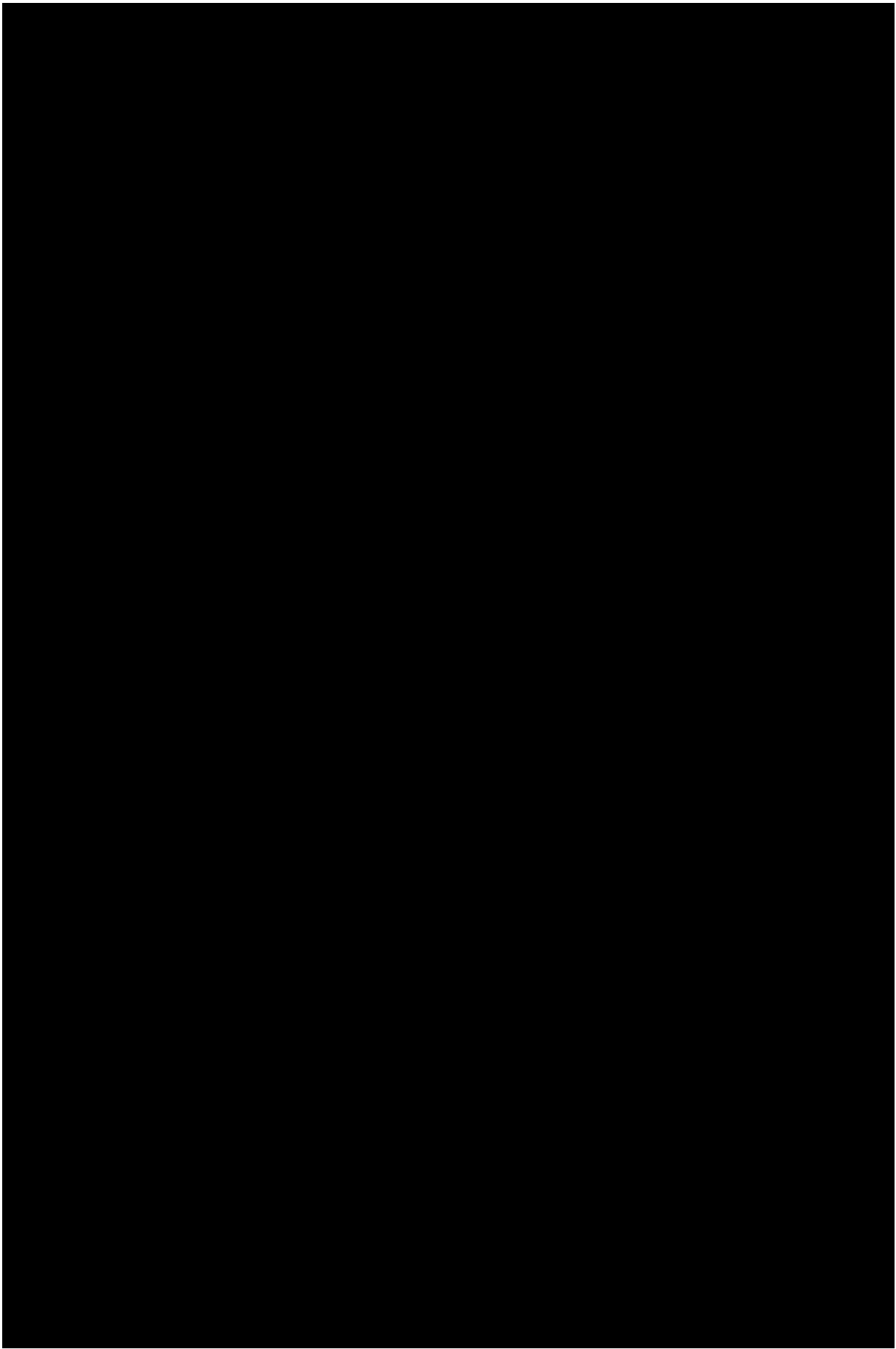
第 1 章 総 則

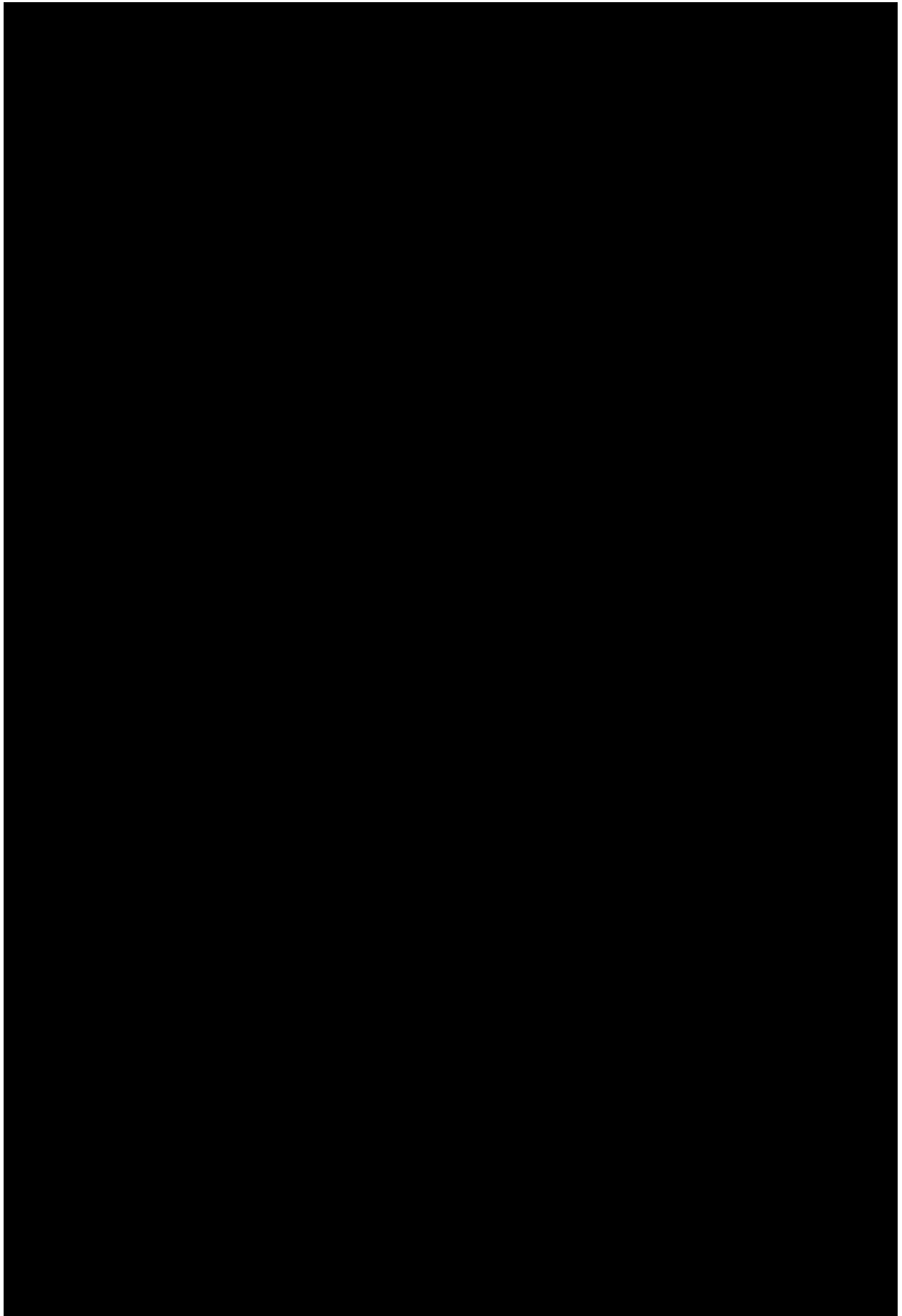
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

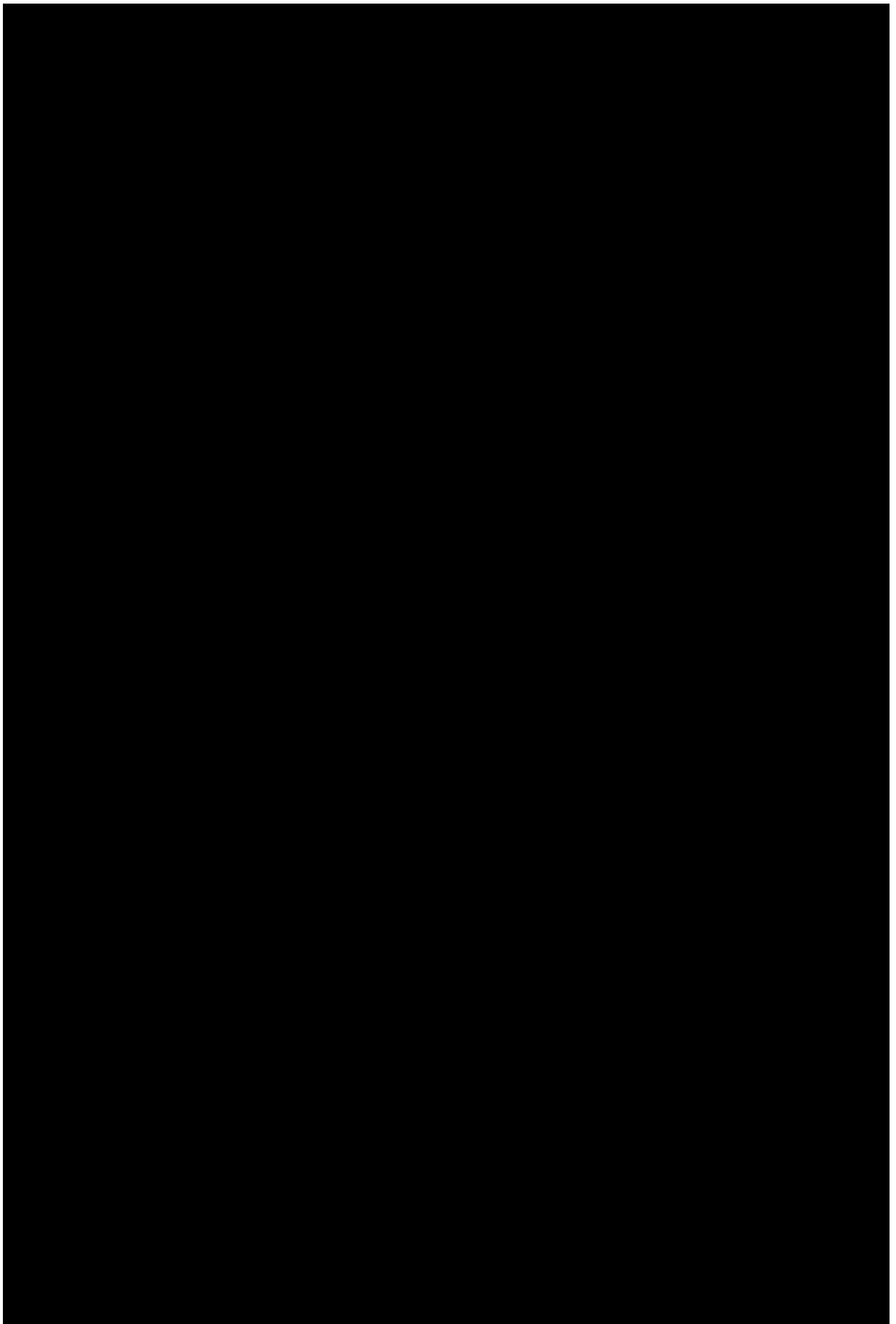
第 1 条（目的）

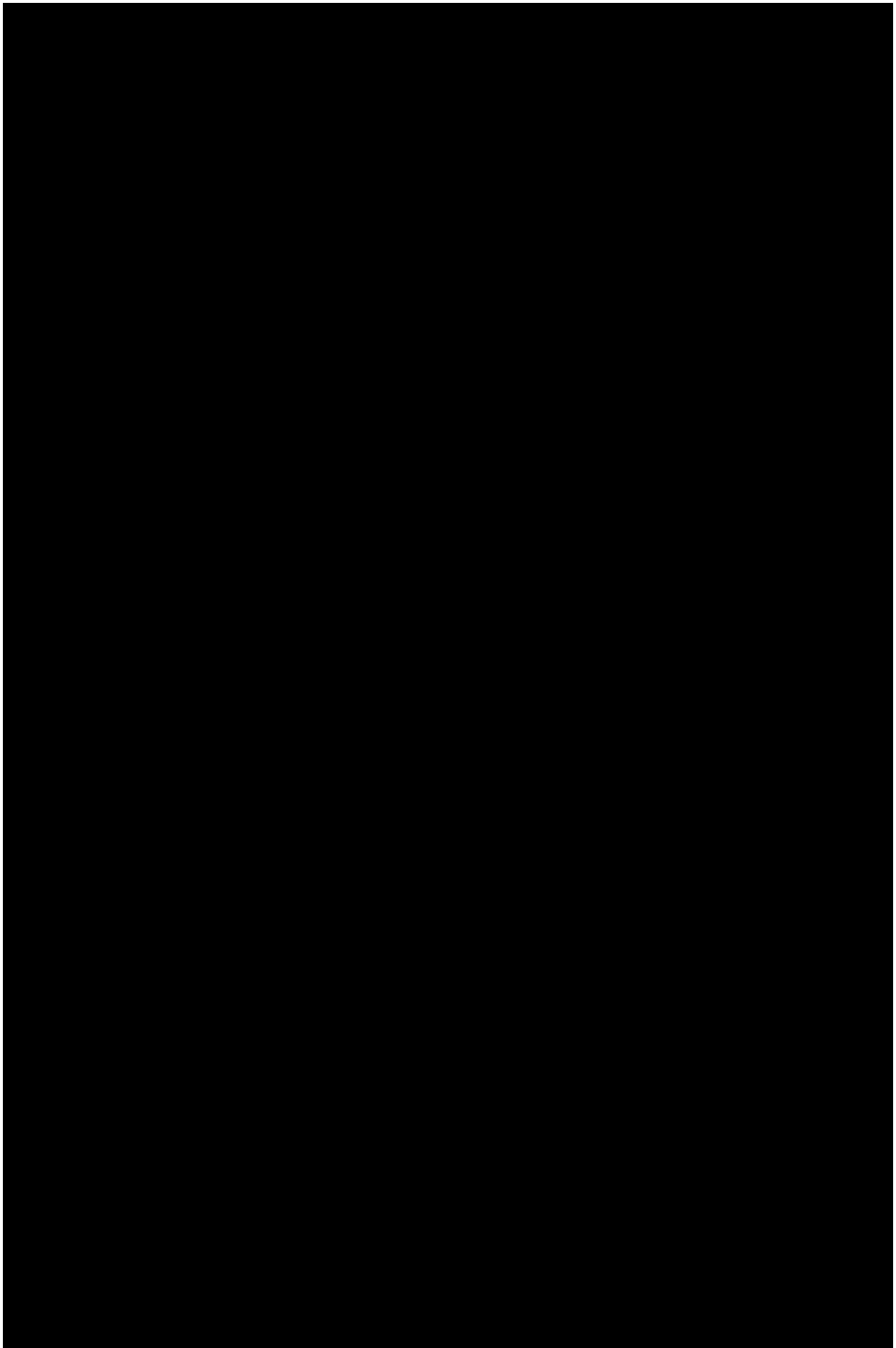
この規則は、公益財団法人 はまなす財団（以下「この法人」という。）の秩序を維持し、業務の円滑な運営を期するため、職員の就業に関する労働条件および服務規律を定めたものである。

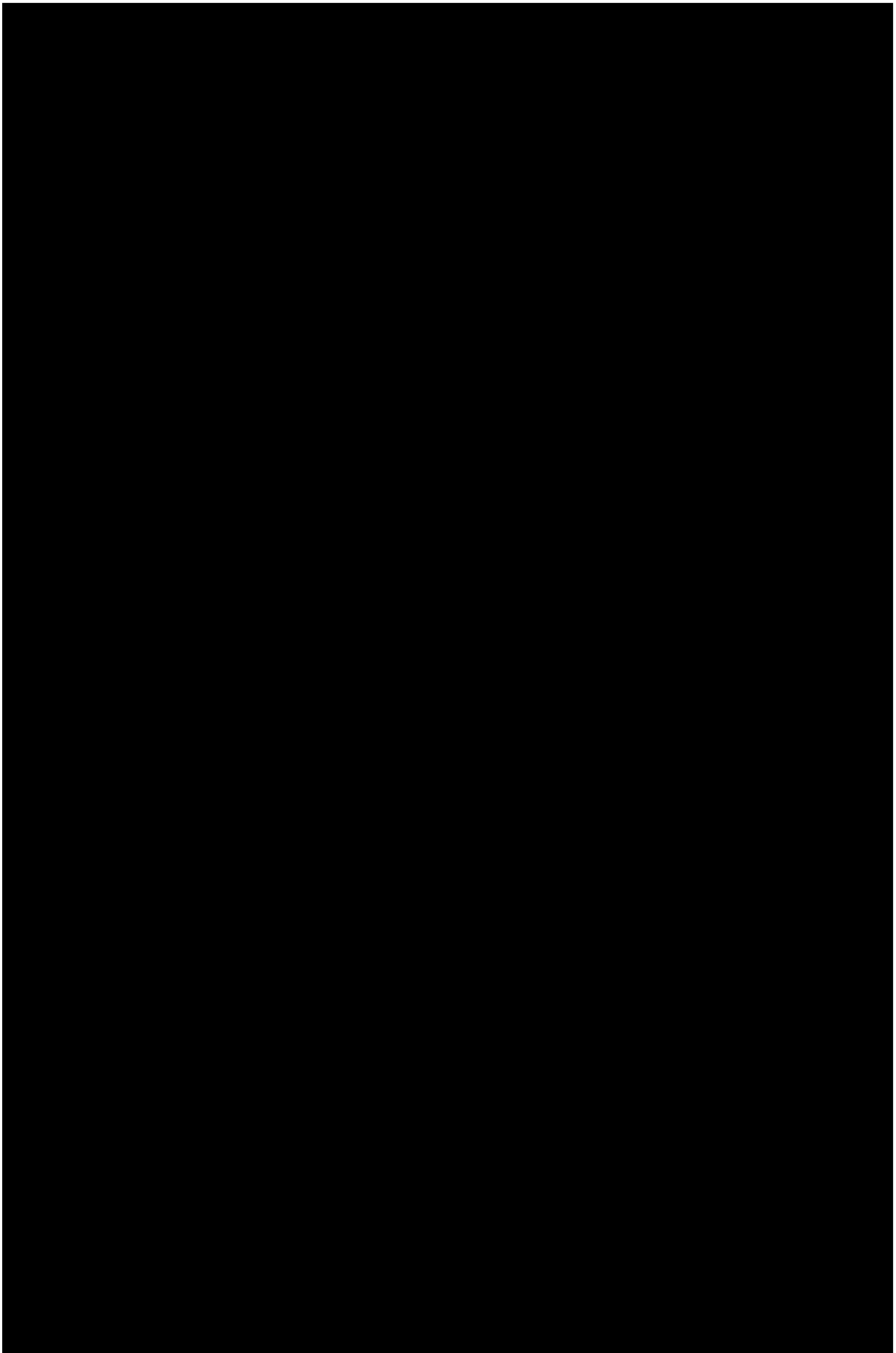


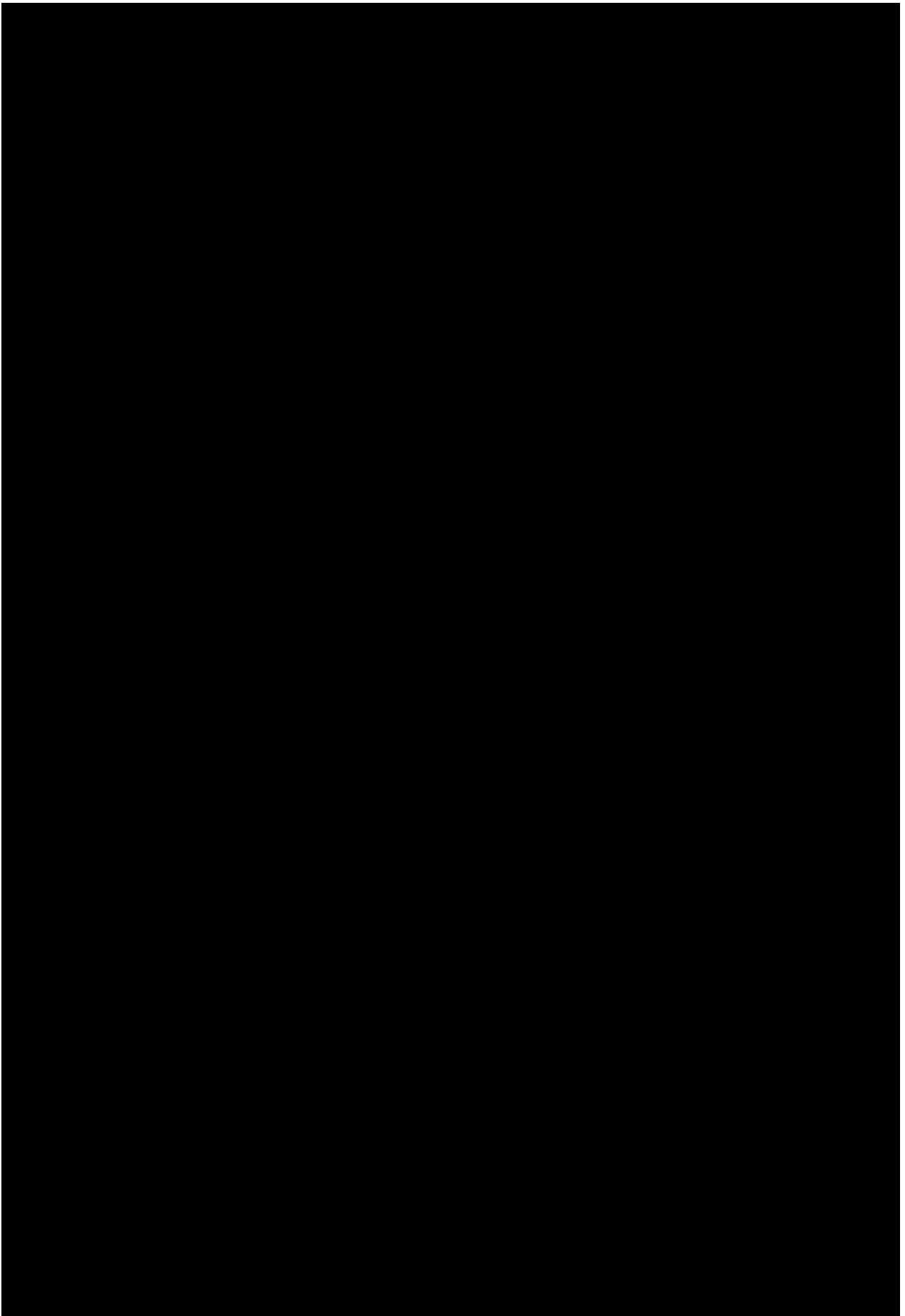


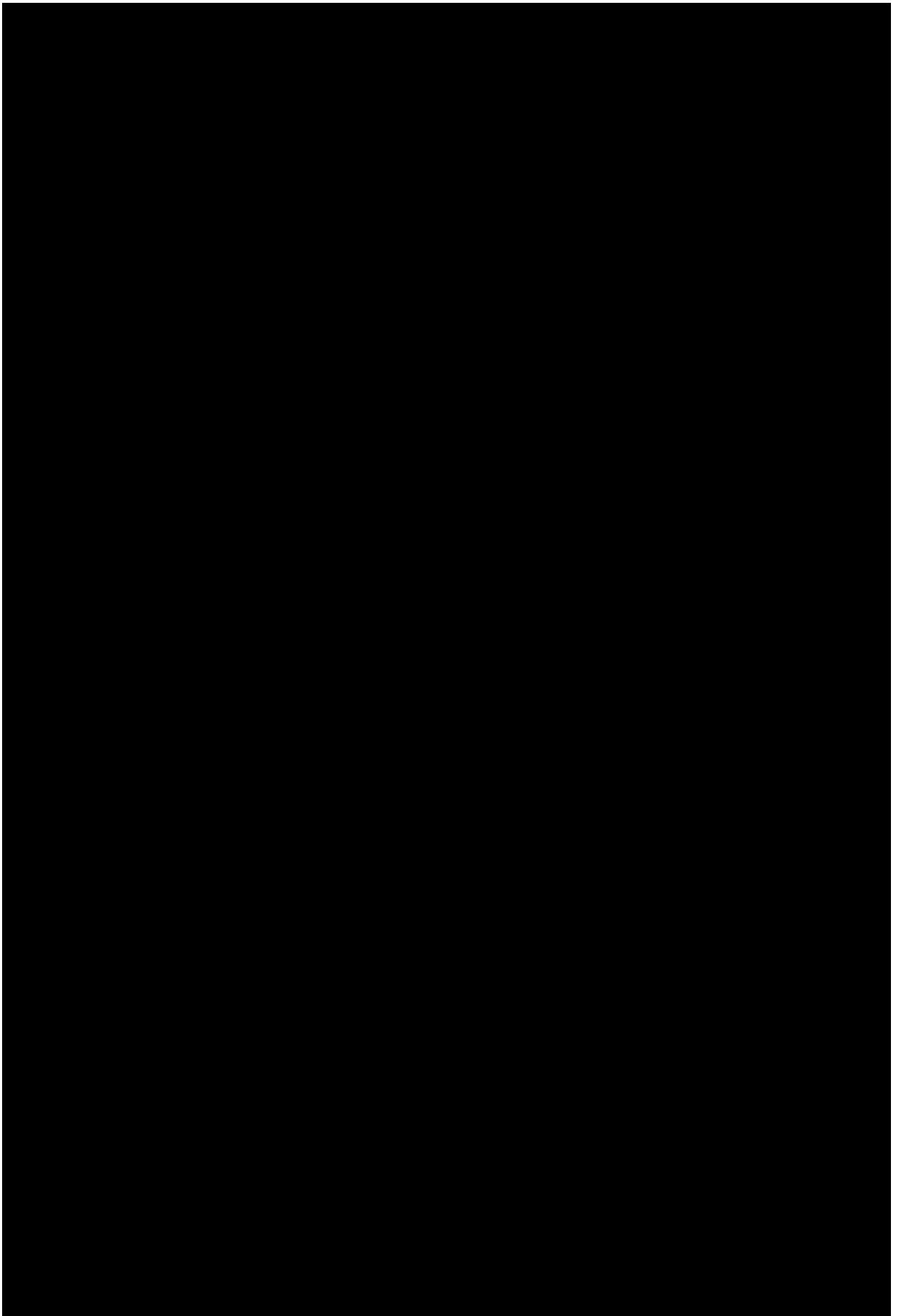


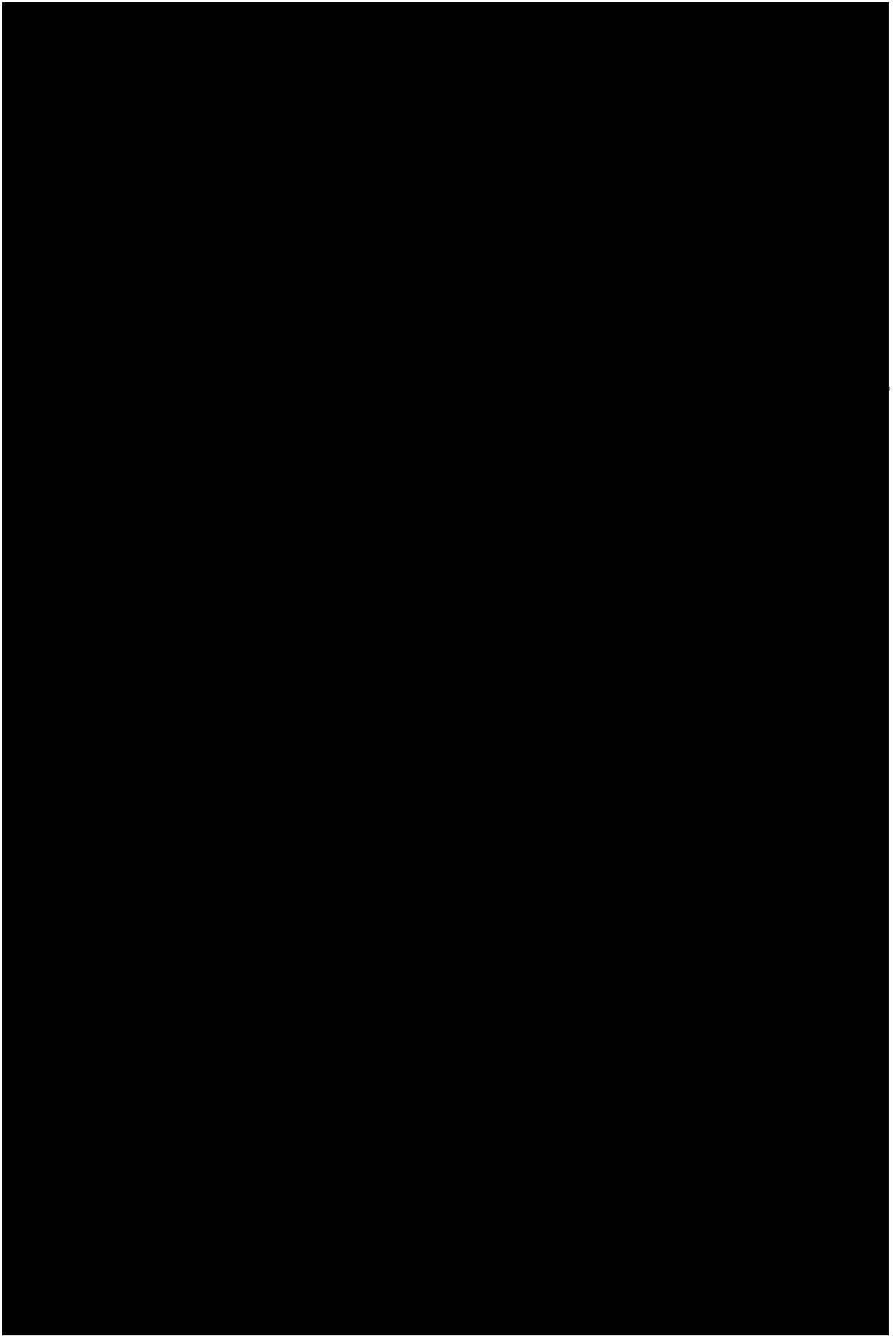


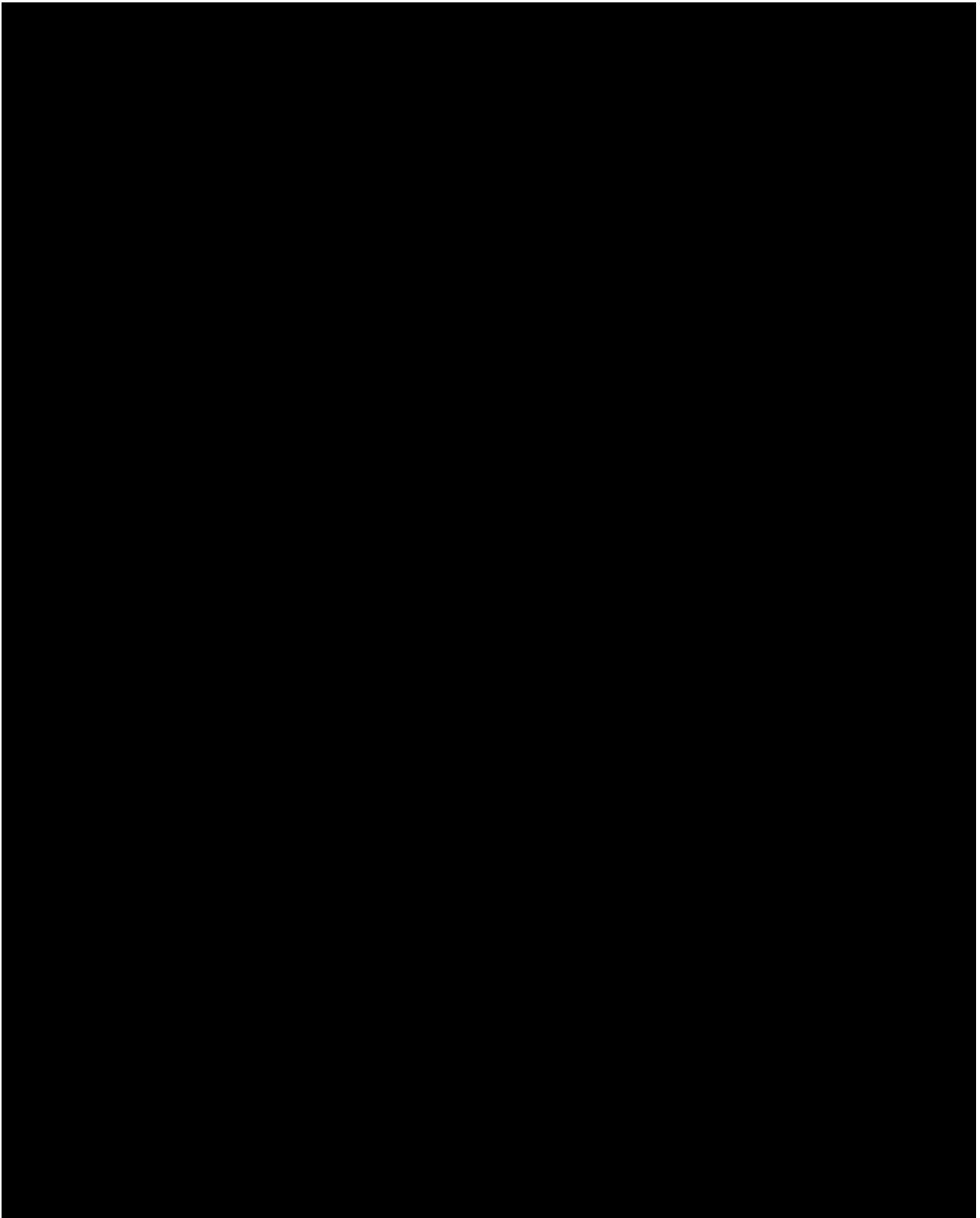


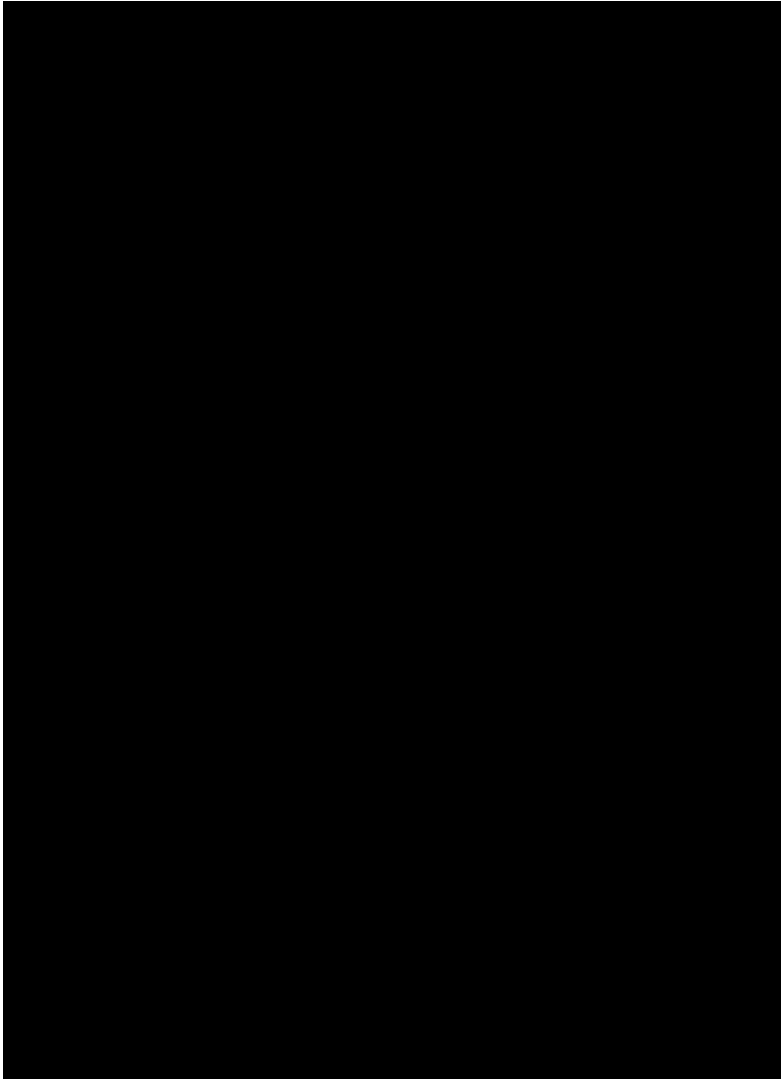










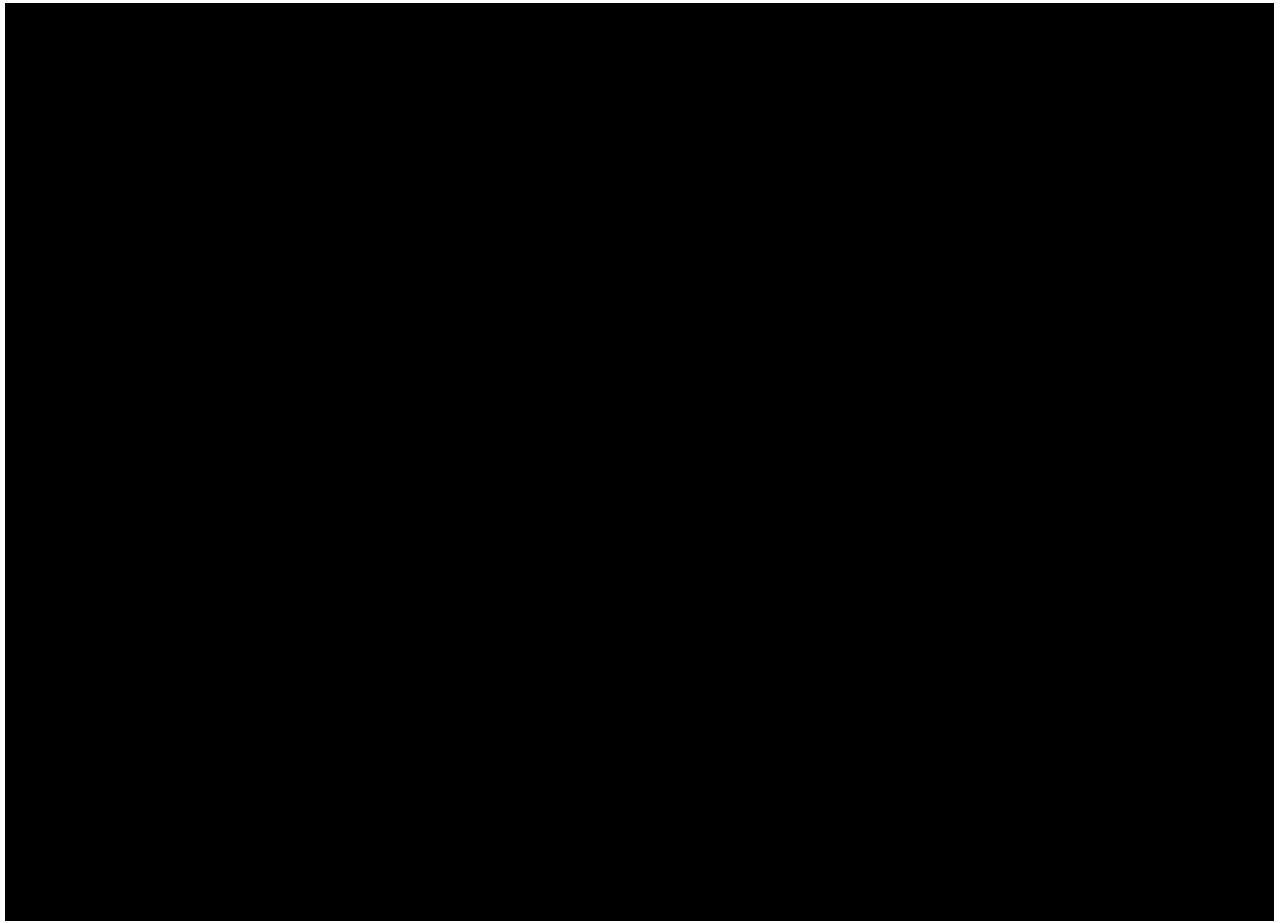


情 報 公 開 規 程

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

(趣旨)

第1条 公益財団法人はまなす財団（以下「財団」という。）定款第55条第3項に規定する情報公開及び個人情報の保護に関して、必要な事項を定めるものとする。

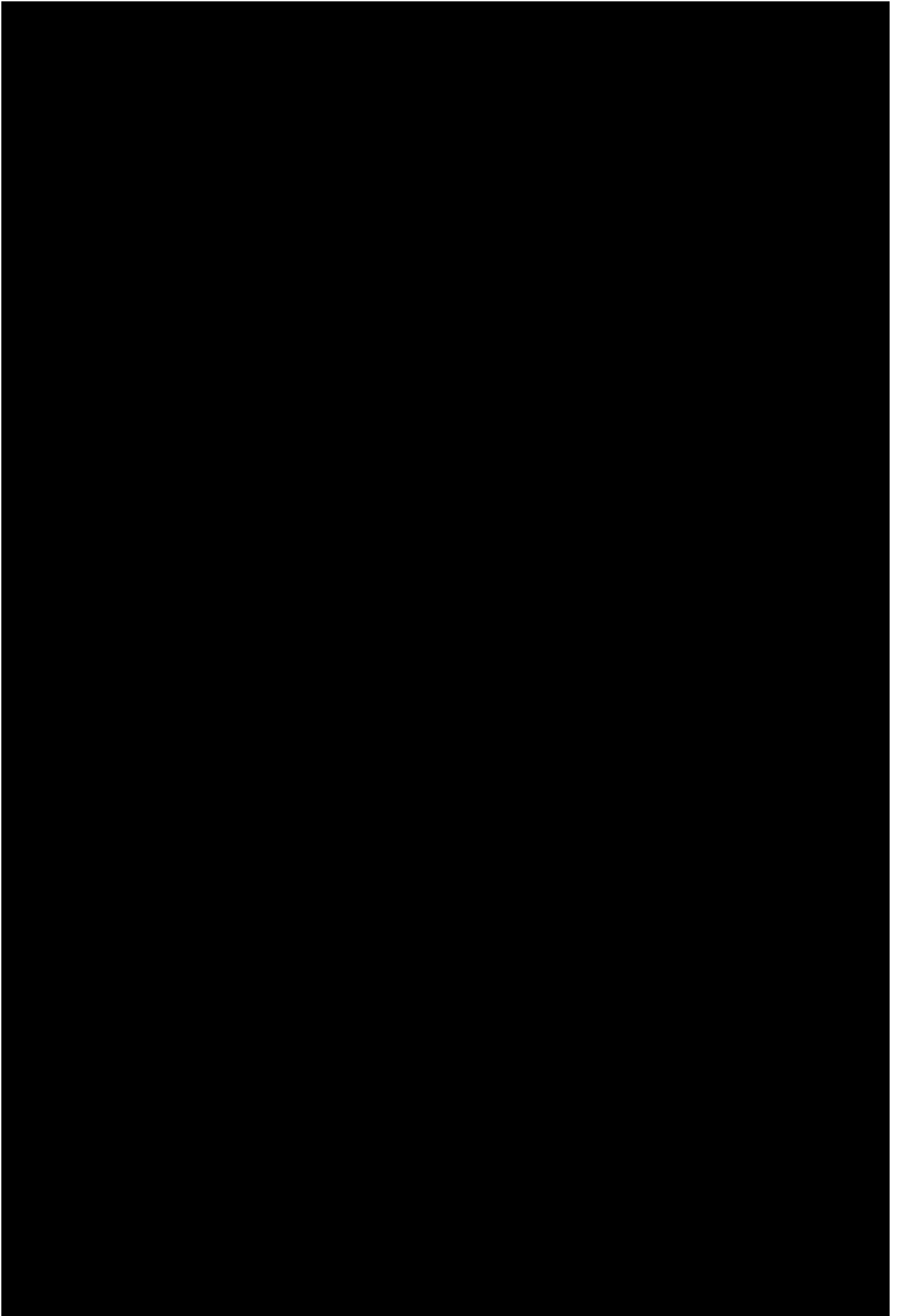


賃金規則

第1章 総則 (適用範囲)

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

第1条 この規則は、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の就業規程第43条に基づき、職員の賃金及び賞与について定めるものである。

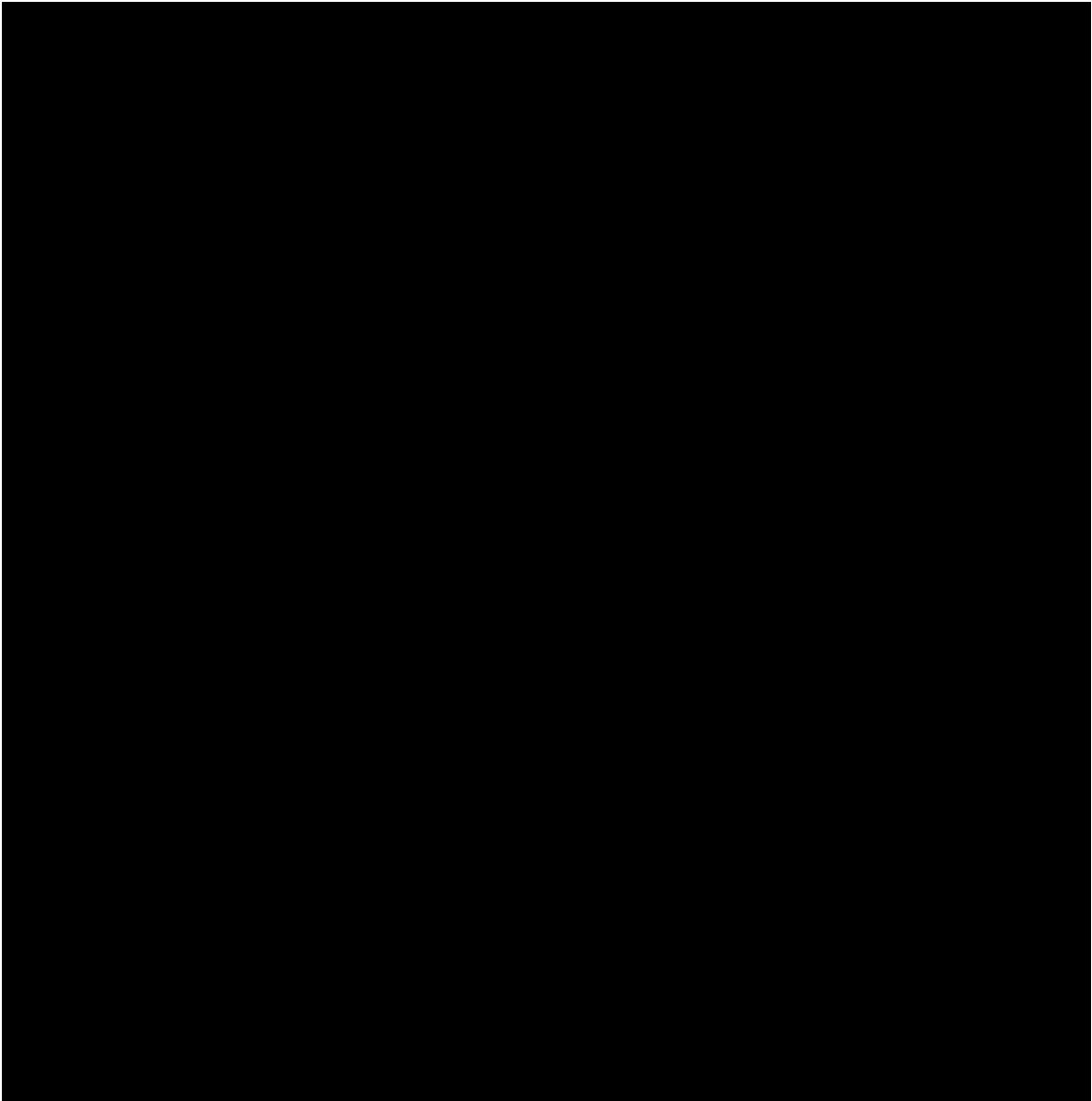


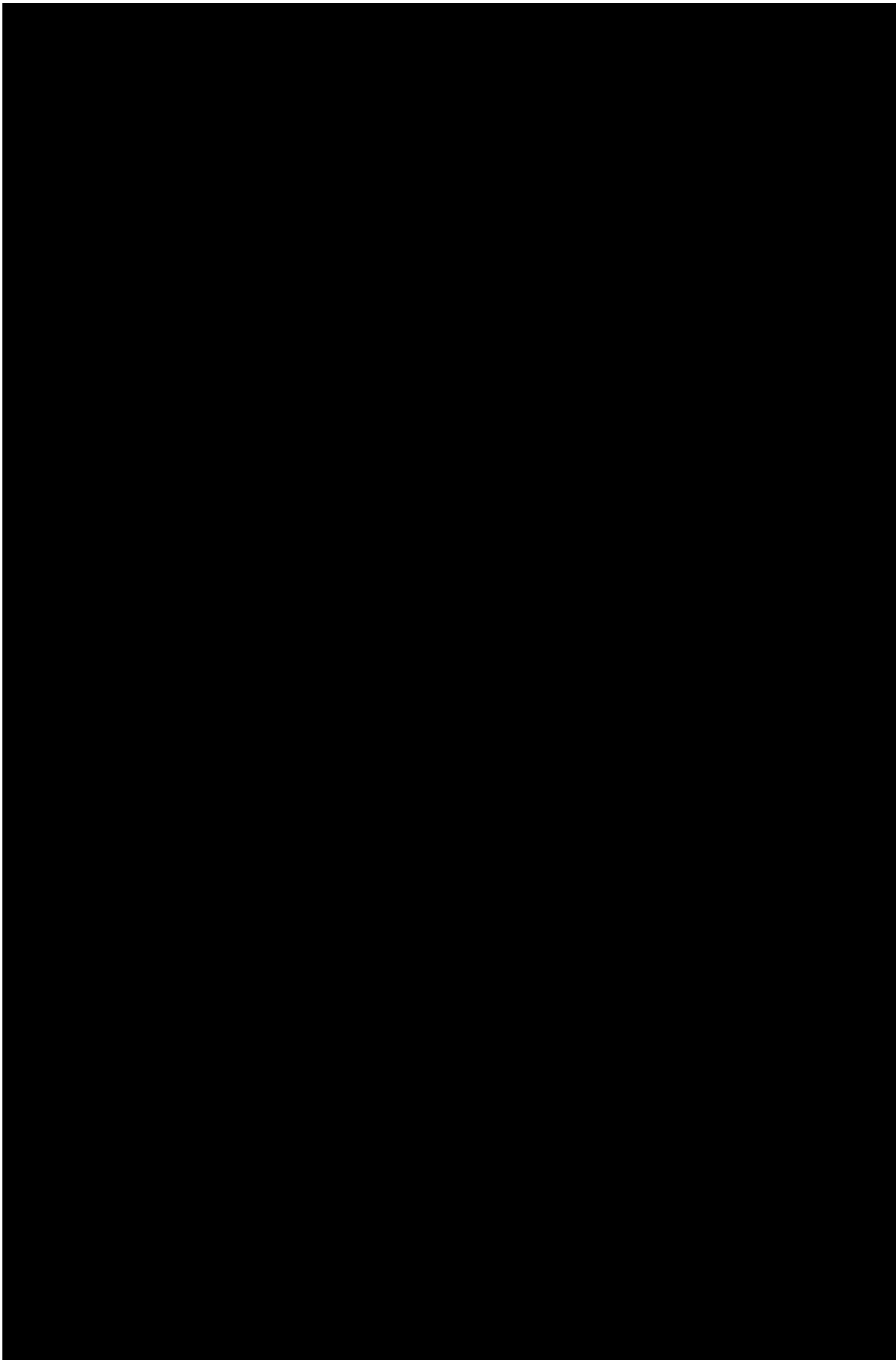
文書保存に関する規則

(趣旨)

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

第 1 条 この規則は、文書等の管理に関する規程第 1 2 条の規定に基づき、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の文書保存に関する基準を定めるものとする。





役 員 等 報 酬 規 程

（総 則）

第1条 公益財団法人はまなす財団（以下「財団」という。）定款第17条第3項及び第33条第3項に基づき財団の評議員及び役員に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

（報 酬）

第2条 評議員及び役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず常勤の理事については、本給及び期末手当（以下「報酬」という。）を支給することができる。

3 本給は月額70万円以内とし、報酬の年額は1,190万円以内とする。

4 報酬の額は、これまでの支給実績や財政状況を勘案し、前項の年額の範囲以内で理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

5 報酬の支給方法は職員に準ずる。

6 旅費の日当については、職員旅費規則により、支払うものとする。

（退職金）

第3条 評議員及び役員で退職する者に対して、退職金は支給しない。

（費用）

第4条 評議員及び役員が職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（補 足）

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成１７年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２０年７月１日から適用する。

附 則(平成２１年１０月２９日)

この規程は、定款が施行された日から適用する。

附 則

この規程は、平成２４年１１月１２日から適用する。

附 則

この規程は、令和５年７月２７日から適用する。

履歴事項全部証明書

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2
公益財団法人はまなす財団

会社法人等番号	4300-05-010380	
名 称	公益財団法人はまなす財団	
主たる事務所	札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2	
法人の公告方法	本財団の公告は、電子公告による。 http://www.hamanasu.or.jp やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。	
法人成立の年月日	昭和63年7月1日	
目的等	目的 当法人は、北海道各地における地域開発・産業活性化等にかかる人材育成や情報交流を進め、活力ある地域社会の形成を目指すとともに、北海道の有する資源（自然エネルギーや人的・歴史的資産を含む。）を活用した地域開発及び産業活性化に係るプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の発掘、育成並びに支援などを通じて、我が国及び国際社会の安定と発展に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業 2 広域プロジェクト推進事業 3 地域活性化プロジェクト事業 4 情報促進事業 5 その他、本財団の目的を達成するために必要な事業	
役員に関する事項	<u>評議員</u> <u>相 馬 秋 夫</u>	平成30年 7月30日重任
		平成30年 8月 2日登記
		令和 4年 7月29日退任
		令和 4年 8月 4日登記
	<u>評議員</u> <u>吉 田 義 一</u>	平成30年 7月30日重任
		平成30年 8月 2日登記
		令和 4年 7月29日重任
		令和 4年 8月 4日登記
	<u>評議員</u> <u>吉 田 義 一</u>	平成30年 7月30日重任
		平成30年 8月 2日登記
		令和 4年 7月29日重任
		令和 4年 8月 4日登記

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2
公益財団法人はまなす財団

COPY	<u>評議員</u>	<u>土 谷 浩 昭</u>	平成30年 7月30日重任
			平成30年 8月 2日登記
		<u>土 谷 浩 昭</u>	令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記
			令和 5年 7月26日辞任
			令和 5年 8月10日登記
	<u>評議員</u>	<u>是 川 聡 一</u>	平成30年 7月30日重任
			平成30年 8月 2日登記
			令和 4年 7月29日退任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>評議員</u>	<u>佐 藤 謙 二</u>	平成30年 7月30日重任
			平成30年 8月 2日登記
		<u>佐 藤 謙 二</u>	令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>評議員</u>	<u>吉 澤 政 昭</u>	平成30年 7月30日重任
			平成30年 8月 2日登記
			令和 3年 7月29日辞任
			令和 3年 8月 2日登記
		<u>大 西 幸 哉</u>	平成30年 7月30日就任
			平成30年 8月 2日登記
	<u>評議員</u>	<u>大 西 幸 哉</u>	令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記
			令和 5年 7月26日辞任
			令和 5年 8月10日登記

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2
公益財団法人はまなす財団

COPY	<u>評議員</u>	<u>上 野 昌 裕</u>	令和 1 年 7 月 2 9 日就任
			令和 1 年 7 月 3 0 日登記
	評議員	上 野 昌 裕	令和 4 年 7 月 2 9 日重任
			令和 4 年 8 月 4 日登記
	<u>評議員</u>	<u>若 栗 伸 夫</u>	令和 1 年 7 月 2 9 日就任
			令和 1 年 7 月 3 0 日登記
			令和 3 年 7 月 2 9 日辞任
			令和 3 年 8 月 2 日登記
	<u>評議員</u>	<u>内 村 雄 介</u>	令和 2 年 7 月 2 8 日就任
			令和 2 年 8 月 3 日登記
	評議員	内 村 雄 介	令和 4 年 7 月 2 9 日重任
			令和 4 年 8 月 4 日登記
	<u>評議員</u>	<u>関 博 之</u>	令和 2 年 7 月 2 8 日就任
			令和 2 年 8 月 3 日登記
	評議員	関 博 之	令和 4 年 7 月 2 9 日重任
			令和 4 年 8 月 4 日登記
	<u>評議員</u>	<u>田 代 博</u>	令和 2 年 7 月 2 8 日就任
			令和 2 年 8 月 3 日登記
			令和 4 年 7 月 2 9 日退任
			令和 4 年 8 月 4 日登記
	<u>評議員</u>	<u>阿 部 勝 義</u>	令和 3 年 7 月 2 9 日就任
			令和 3 年 8 月 2 日登記
	評議員	阿 部 勝 義	令和 4 年 7 月 2 9 日重任
			令和 4 年 8 月 4 日登記
			令和 5 年 7 月 2 6 日辞任
			令和 5 年 8 月 1 0 日登記

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2
公益財団法人はまなす財団

COPY	<u>評議員</u> 出 井 浩 義	令和 3 年 7 月 2 9 日就任
		令和 3 年 8 月 2 日登記
	<u>評議員</u> 出 井 浩 義	令和 4 年 7 月 2 9 日重任
		令和 4 年 8 月 4 日登記
	<u>評議員</u> 立 川 宏	令和 4 年 7 月 2 9 日就任
		令和 4 年 8 月 4 日登記
	<u>評議員</u> 對 馬 一 修	令和 4 年 7 月 2 9 日就任
		令和 4 年 8 月 4 日登記
	<u>評議員</u> 中 野 真 寿	令和 4 年 7 月 2 9 日就任
		令和 4 年 8 月 4 日登記
	<u>評議員</u> 八 木 涉	令和 5 年 7 月 2 6 日就任
		令和 5 年 8 月 1 0 日登記
	<u>評議員</u> 前 田 尚 宏	令和 5 年 7 月 2 6 日就任
		令和 5 年 8 月 1 0 日登記
	<u>評議員</u> 米 田 和 志	令和 5 年 7 月 2 6 日就任
		令和 5 年 8 月 1 0 日登記
	[Redacted] <u>代表理事</u> 濱 田 康 行	令和 2 年 7 月 2 8 日重任
		令和 2 年 8 月 3 日登記
		令和 4 年 7 月 2 9 日退任
		令和 4 年 8 月 4 日登記
	[Redacted] <u>代表理事</u> 佐 藤 厚	令和 2 年 7 月 2 8 日重任
		令和 2 年 8 月 3 日登記
		令和 3 年 4 月 3 0 日辞任
		令和 3 年 8 月 2 日登記

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2
公益財団法人はまなす財団

COPY	<u>代表理事</u> 鉢 呂 建 市	令和 3年 7月29日就任
		令和 3年 8月 2日登記
		令和 4年 7月29日退任
		令和 4年 8月 4日登記
	<u>代表理事</u> 阿 部 啓 二	令和 4年 7月29日就任
		令和 4年 8月 4日登記
	<u>代表理事</u> 土 谷 将 人	令和 4年 7月29日就任
		令和 4年 8月 4日登記
		令和 5年 7月31日辞任
		令和 5年 8月10日登記
	<u>代表理事</u> 谷 一 之	令和 5年 8月 1日就任
		令和 5年 8月10日登記
	<u>理事</u> 青 木 次 郎	令和 2年 7月28日重任
		令和 2年 8月 3日登記
		令和 4年 7月29日退任
		令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u> 田 村 修 二	令和 2年 7月28日重任
		令和 2年 8月 3日登記
		令和 4年 7月29日退任
		令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u> 谷 一 之	令和 2年 7月28日重任
		令和 2年 8月 3日登記
	<u>理事</u> 谷 一 之	令和 4年 7月29日重任
		令和 4年 8月 4日登記

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2
公益財団法人はまなす財団

COPY	<u>理事</u>	<u>濱田 康行</u>	令和 2年 7月28日重任
			令和 2年 8月 3日登記
			令和 4年 7月29日退任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u>	<u>林 美香子</u>	令和 2年 7月28日重任
			令和 2年 8月 3日登記
			令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u>	<u>山崎 弘善</u>	令和 2年 7月28日重任
			令和 2年 8月 3日登記
			令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u>	<u>瀬尾 英生</u>	令和 2年 7月28日重任
			令和 2年 8月 3日登記
			令和 4年 7月29日退任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u>	<u>佐藤 厚</u>	令和 2年 7月28日重任
			令和 2年 8月 3日登記
			令和 3年 4月30日辞任
			令和 3年 8月 2日登記
	<u>理事</u>	<u>佐藤 季規</u>	令和 2年 7月28日重任
			令和 2年 8月 3日登記
			令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2
公益財団法人はまなす財団

	<u>理事</u>	<u>田 村 亨</u>	令和 2年 7月28日重任
			令和 2年 8月 3日登記
	<u>理事</u>	<u>田 村 亨</u>	令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u>	<u>鉢 呂 建 市</u>	令和 3年 7月29日就任
			令和 3年 8月 2日登記
			令和 4年 7月29日退任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u>	<u>阿 部 啓 二</u>	令和 4年 7月29日就任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u>	<u>土 谷 将 人</u>	令和 4年 7月29日就任
			令和 4年 8月 4日登記
			令和 5年 7月31日辞任
			令和 5年 8月10日登記
	<u>理事</u>	<u>東 川 敏 文</u>	令和 4年 7月29日就任
			令和 4年 8月 4日登記
			令和 5年 7月26日辞任
			令和 5年 8月10日登記
	<u>理事</u>	<u>水 野 治</u>	令和 4年 7月29日就任
			令和 4年 8月 4日登記
	<u>理事</u>	<u>小 貫 秀 治</u>	令和 5年 7月26日就任
			令和 5年 8月10日登記
	<u>理事</u>	<u>鈴 木 英 一</u>	令和 5年 7月26日就任
			令和 5年 8月10日登記

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2
公益財団法人はまなす財団

	監事	末 永 仁 宏	平成30年 7月30日重任
			平成30年 8月 2日登記
	監事	末 永 仁 宏	令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記
	監事	山 本 眞 樹 夫	平成30年 7月30日重任
			平成30年 8月 2日登記
	監事	山 本 眞 樹 夫	令和 4年 7月29日重任
			令和 4年 8月 4日登記
登記記録に関する事項	平成23年4月1日財団法人北海道地域総合振興機構を名称変更し、移行したことにより設立		
	平成23年 4月 1日登記		



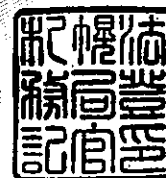
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(札幌法務局管轄)

令和 6年 6月12日

札幌法務局
登記官

佐 藤 智 尚



2020年度

事業報告書

(自) 2020年5月 1日

(至) 2021年4月30日

公益財団法人 はまなす財団

事業報告書目次

I 概 要

II 事業別実施状況

- 1 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業 1
- 2 広域プロジェクト推進事業 2
- 3 地域活性化プロジェクト事業 3
- 4 情報促進事業 4

III 庶務事項 4

別紙 2020 年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧(10 件) 6

I 概要

本年度は、2019年度第3四半期に発生した新型コロナウイルスの影響を勘案しつつ、事業計画に基づき無理のない範囲で事業を進めてきた。

2020年4月7日、7都府県において発出された緊急事態宣言が4月16日に全国に拡大し5月25日に解除宣言がなされるまでの間、財団の勤務は在宅勤務率70%を目標とし、それ以降は、道の示す「北海道スタイル」に基づき、事務所の感染対策の実施、在宅勤務率の目標を50%、WEBミーティングの実践を取り入れるなど新型コロナ感染対策を実施しつつ業務を遂行した。

そのような環境のもと、昨年度よりスタート開催した「北海道地域経営塾」、「地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（以下、新観協研）」、「地域づくり活動発掘・支援事業」など財団の中核となる自主事業については、コロナ禍においてもWEB会議を活用するなど新型コロナ感染対策およびコストダウンの徹底を図りながら実施した。

また、自治体が取り組む新型コロナ経済対策支援事業や新たな事業を受託し、収支の改善とともに新たなネットワーク構築を実現した。

なお、本年度より制度を創設した寄附金の募集は初年度ということもあり応募はわずかであるが、少しずつ動きを見せており、収支については、基本財産運用益の増加と事業費が減少したことにより一般正味財産が増額となったことから、今後の公益事業遂行のために活用していく。

II 事業別実施状況

1. 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業

(1) 2050年を見据えた持続可能な地域社会づくり

a. 北海道地域経営塾

昨年度より取り組む第2期同塾を以下の日程で開催した。本年度より、昨年1月に連携協定を締結した東京大学地域未来社会連携研究機構（東大）を加え共同開催とし、東大からはRESASの活用を学ぶことで自地域の経済分析をより確かなものとし、最終的には、各自の地域に応じたアクションプラン作成に向けてワークショップを進めた。

コロナ禍における開催は、当初6月開塾を9月と柔軟に変更し、WEB形式を多用せざるを得ないなど不自由なものとなっているが、実験的取組みとしては評価しうるものと考えているところであり、財団の事業全体に資するものとなっている。

第1回 2020年9月12日（6月7日開催日程変更し1日短縮、全WEB形式）

第2回 2020年11月21日（日程を1日短縮、WEBと対面形式混在開催）

第3回 2021年1月15日（日程を1日短縮、WEBと対面形式混在開催）

第4回 2021年4月23日（日程を1日短縮、WEBと対面形式混在開催）

b. 地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）

「地域づくり活動発掘・支援事業」に採択された観光地域づくりに関するプロジェクトの

共通課題を解決するために2014年に設置した研究会である（座長：北海道大学観光学高等研究センター（以下、北大） 石黒侑介准教授）。本年度は、以下のとおりWEB形式を取り入れながら開催した。

第1回（通算第20回）2020年6月26日（日程を1日短縮、全WEB形式）

第2回（通算第21回）2020年10月28日

第3回（通算第22回）2021年1月25日

第1回目は、WEBによる開催としたことにより、遠隔地を含めたメンバーの参加が容易となった。また、第2回は、昨年度に引き続き、日本能率協会が主催する「観光・ホテル・外食産業展2020」における地方創生シンポジウムの一環として公開型で防災や減災をテーマとして実施した。

なお、年度計画策定の際、アドベンチャートラベル構築を目的とした海外視察を10月下旬に計画検討したが、コロナ禍において中止とした。

また、北大とは連携協定を締結しており、同協定に基づき北大において開講するデスティネーション・マネージャー（以下、DM）育成プログラムについては、昨年度に引き続き当財団がDMの有資格者育成のため1名に支援を実施し、2021年4月16日にDM履修修了報告会を開催した。

（2）北海道の技術・経験の海外への普及

JICA北海道における当初想定した研修計画は以下のとおりであった。

- ①「参加型地域開発のための地方行政強化（A）」コース
- ②「トルコ国別研修 地域開発に係る地方行政官の能力向上」コース
- ③「青年研修タイ総合開発計画」コース
- ④「観光開発による地域活性化」コース

年度当初より新型コロナウイルスの影響を受け、研修員の来日が不可能という状況を受け、研修計画は不透明の状況となり、最終的には、①については2021年度に実施、②については中止となり、③、④についてWEB形式による研修を実施した。なお、①については、2019年の帰国研修員を対象としたWEB形式の意見交換会と位置づけて実施した。

当財団は、1993年からJICA北海道より研修事業を受託してきたところであり、いずれの研修においても北海道内の各地域の協力のもと地域の国際化・人材育成といった事業目的を掲げ受託しており、一定程度の成果を挙げているところである。今後も、事業目的との整合性を取りながら必要に応じて研修事業を受託する。

2. 広域プロジェクト推進事業

当財団では、国からの受託事業を契機にCB（コミュニティビジネス）・SB（ソーシャルビジネス）を推進するための各種事業を実施してきた。その中で、地域振興を目指す上で、地域おこし協力隊の定着に向けたビジネスの創出等、新たなコミュニティビジネス支援を実施している。本年度は、利尻町・津別町の地域おこし協力隊の創業に関する支援を中心に実施した。

また、広域情報誌の発行支援は、地域づくり活動発掘・支援事業の採択先である一般社団法人ドット道東へのハンズオン支援として、日本地域コンテンツ大賞の公募の紹介等を実施した。同法人は、発行するフリーペーパーが地方創生部門内閣府地方創生推進事務局長賞最優秀賞に選ばれた。

3. 地域活性化プロジェクト事業

(1) 地域づくり活動発掘・支援事業

本年度も昨年度と同様に同事業の公募を5月に開始したが、コロナ禍にあって審査委員による選考を遅らせ、9月に採択を決定した（一覧表のとおり）。

本年度は、同事業の原点に立ち返り、支援の本質を「持続的な事業及び活動を目指したハンズオン支援」と位置づけ公募を実施した。

公募における条件を以下の2区分とし、主催者の事業に取り組む意欲と当財団の支援内容を十分理解していることを基準とし、事業計画の策定段階を含めて当財団の支援内容としたことから10団体と多くを採択した。

- ・地域の活性化に寄与する地域の特徴を生かした事業の創設（事業型）
- ・地域の活性化を目的とした活動を持続的なものとするための仕組みづくり（活動型）

9月に採択後、WEB会議を支援の中心とし、ハンズオン支援に取り組んだところである。

(2) その他のプロジェクト事業

a. 地域活性化雇用創造プロジェクト事業（根室振興局受託事業）

昨年度まで水産加工業等就労支援事業として北海道根室振興局から受託していた事業が、本年度は地域活性化雇用創造プロジェクト事業と変更となったものであり、本年度も当財団が受託した。

昨年度までは深刻な「人手不足」をどのように克服するかという視点にたち人材確保の観点から根室振興局が事業を計画したが、これもコロナ禍において事情が一変し、いかにして雇用を維持するかという観点から当財団が昨年度に引き続き受託している。

本年度は、北海道中小企業家同友会くしろ支部根室地区会の協力を得て、経営的視点から企業のトップや人事担当者に対してセミナーを実施したところであるが、これらも新型コロナの感染拡大により一部WEBにより実施している。

b. 地域ブランド事業（北海道経産局知財室受託事業）

地域の資源のブランド化の推進を目的とした北海道経済産業局の事業を3年連続受託し、本年度は鵠川漁業協同組合の商品である「ホッキ」のブランド化に向けた専門家による集中支援を実施した。

c. その他事業

札幌市が取り組む飲食店に対する新型コロナ経済対策支援事業を他事業者と共同で受託し職員全員が取り組むことで収支の改善に一定の成果をあげるとともに、札幌市内の飲食店とのネットワークを構築し、地域の食資源の販路開拓等に活用している。

また、その他の自治体の依頼に基づく人材育成事業などについて、当財団の事業目的に照らし妥当と判断する事業について都度事業を受託した。

4. 情報交流促進事業

(1) 広報誌の発行

本年度も引き続き、当財団広報誌である「はまなす」（通巻53号）を発行し事業PRを行っている。

(2) 財団ホームページ運営事業

財団の事業状況や組織体制を紹介し適正に情報開示を行っている。

本年度からより情報を的確に発信することを目的に財団内の情報発信ルールを明確化し、情報を正確かつタイムリーに発信することを心がけている。

また、各種の応募申し込み受付はホームページを通じて行うこととし業務の効率化に結び付けている。

2016年から始めたメールマガジンについては、職員がいただいた名刺をもとに送付リストを強化し、現在、送付リストが約3,500件（前年度約3,400件）まで増え、適宜、地域へ必要な情報を発信している。

Ⅲ 庶務事項

1. 理事会及び評議員会の開催

(1) 理事会

〈第32回〉

2020年7月2日（木）京王プラザホテル札幌

2019年度 事業報告（案）及び決算報告（案）の承認

第13回 評議員会の開催日の決定

〈第33回〉

2021年1月29日（金）京王プラザホテル札幌

2020年度 事業中間報告（案）及び決算見込み（案）の報告

会計処理規程、就業規程の改正について承認

〈第34回〉

2021年4月22日（木）京王プラザホテル札幌

2021年度 事業計画（案）及び事業予算（案）の承認

(2) 評議員会

〈第13回〉

2020年7月28日(火) ニューオータニイン札幌

2019年度 事業報告(案) 及び決算報告(案) の承認

理事及び評議員の選任

2020年度事業計画及び収支予算の報告

2. その他

特になし

2020 年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧(10 件)

団体名/所在地	活 動 の 概 要
北海道小麦キャンプ実行委員会／帯広市 (活動型)	北海道小麦キャンプは、農畜産物の付加価値向上の取組みを推進する組織として発足した帯広市食産業振興協議会と帯広市が事務局となり、北海道産小麦の販路拡大、ブランド化の促進、製菓製パン技術の向上などを目的に、十勝ベーカリーキャンプという名称で 2007 年にスタートした。以降、毎年継続開催され、2014 年には名称を十勝小麦キャンプに変更、2015 年は北海道小麦キャンプ in 十勝、2016 年には十勝以外では初となるオホーツクでの開催、その後は、2017 年に十勝、2018 年にオホーツク、2019 年に美瑛と全道の小麦産地にて 11 年継続した開催を行っている。 現在は、北海道小麦キャンプ実行委員会が組織運営を行い、全国の小麦関係者、特に生産者、製粉事業者、実需者、消費者に対して、国産および北海道産小麦の多様性や価値を伝える活動を行うために、十勝だけではなく北海道全体が連携して取り組める仕組みづくりを目指した活動に取り組んでいる。 ※2020 年の開催地は十勝を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から翌年に延期となった。
下川町ローカルフード協議会 ／下川町 (事業型)	下川町ローカルフード協議会は、地域の農林業、養蜂業、狩猟業などの産業間の課題を解決し、新たなローカル資源を発見・活用して、地域内の各担い手が共存共栄しながら高付加価値の特産品を製造することを目的として、本年 1 月に農業者、養蜂家、農協などが協力して設立された団体である。 具体的には、米を原料とする原酒（スピリッツ）に地元産のフルーツトマト、蜂蜜などで香料をつけてリキュールを作成するもので、将来的には団体を法人化し、特定制度を活用して蒸留所を整備し、原酒も自前で製造することを計画している。
PROJECT R.Y.U.H.Y.O ／北見市 (活動型)	PROJECT R.Y.U.H.Y.O は、北見の株ロジカルと北見工業大学、小樽商科大学の共同研究チームとして活動している。女満別空港のイメージキャラクターとして「結月ゆかり」というボーカロイド・ボイスロイドが務めていた。空港にポスターや立て看板を設置していることと、空港内のアナウンスに利用していた程度だったが、本団体が関わることで、「結月ゆかり」を留辺蘂の「山の水族館」の説明音声に利用するなど、観光アトラクターとして活用してきた。現在の結月ゆかりは、オホーツク観光大使として任命されている。 今後は、オホーツクを「観光情報の過疎地域状態」から脱却し、コンテンツを利用した観光地としての魅力拡大をすること、また、地域の観光情報の通訳として結月ゆかりを活用することを目的に活動する。これまでは、大学の研究費を使用していた活動が中心であった、活動の持続化を目的としたマネタイズ手法の確立が課題となっている。

オホーツク農山漁村活用体験型ツーリズム推進協議会／網走市 (活動型)	オホーツク農山漁村活用体験型ツーリズム推進協議会は、オホーツク管内網走地域の新たな産業連携を構築し、地域産業である農畜水産業をツーリズムに繋げる体験コンテンツの開発等を目的として 2018 年に農業、漁業、観光業、大学、自治体により設立された。本団体は、農水省の事業の推進や、モニターツアーの構築の他、シンポジウムやセミナーの開催、人材育成や普及活動も行っている。 今後は、滞在型コンテンツや地域産業と環境保全を題材としたコンテンツの商品化、2021 年の ATWS を視野に入れた観光客の受け入れ拡大を目指している。同時に、観光地域づくりの推進母体として、地域産業との連携とともに、観光客と第一次産業とのルール作りが課題となっている。
特定非営利活動法人 美しい村・鶴居村観光 協会／鶴居村 (事業型)	鶴居村観光協会は、観光地域づくりにおける地域住民と観光客の対応や受入のための制度づくり等、コロナ禍での農村観光促進として、新たにレスポンス・ツーリズム（責任ある観光）やワーケーション（テレワーク導入）を中心に、CRM（Customer Relationship Management 顧客との長期定な良好な関係を構築し継続していく観光）に特化した事業を進めている。 ビジネス×観光といった新たな観光スタイルであるワーケーションスタイルが、農村観光の概念を変え、新ライフスタイル・ディスタンスという新たな観光スタイルを中長期の滞在や移住促進にも繋げることを目指している。
一般社団法人ドット道東 ／北見市 (事業型)	一般社団法人 ドット道東は、東北北海道およびその周辺地域で活動するデザイナーやカメラマン、ディレクターなどのクリエイターが集まり設立した団体である。現在の構成メンバーは、オホーツク、十勝、釧路など居住地域を中心にフリーランスとして道東各地に点在しており、地域に根ざして活動するクリエイターを見える化し、それぞれの職能を生かしたチーム作りを促進することでクリエイターの孤立化を防ぎ、地域産業をクリエイティブの面で支援することを主な活動目的としている。 また、クリエイター単独では PR が難しい広域案件や、個人では受託が難しいブランディングなどの総合的でクリエイティブな案件の後方支援を行うため、構成メンバーや登録クリエイターを組織している。
NPO 法人北海道エコ ビレッジ推進プロジェ クト／余市町 (事業型)	NPO 法人北海道エコビレッジ推進プロジェクトは、余市町内の農地や森林を拠点に実施する滞在型の体験・研修プログラムを通じて持続可能な地域づくりを進めている団体である。コロナ禍における観光客の減少を機にモノ・人・場所といった地域資源を見直し、地域の高齢化や人口減少などの課題や地域の「弱み」を「強み」に変える取組みに着手しようとしている。 現在、余市町内のコミュニティレストランと共に、地域の伝統的な食文化や余剰作物の価値化に着目し、地域の居場所と地域資源を結び付け課題解決する事業に取り組んでいる。今後は、この活動を一つのモデルケースとして道内に普及させることを目指している。

NPO 法人利尻ふる里・島づくりセンター／利尻町 (事業型)	NPO 法人利尻ふる里・島づくりセンターは、2007 年から活動しており、地域の資源を発掘し、文化芸術・海産物・観光資源の高付加価値化、地域経済の活性化、また、地域住民との連携や新たな産業創出により雇用の増大を図っている。 本事業では、利尻島内の域内収支改善を目的として、耕作放棄地で野菜を生産し、島内で販売することを計画している。利尻島では、家庭菜園レベルでしか農業生産を行っておらず、それ以外は全てフェリーで運ばれた島外産の、高価でかつ鮮度の悪い野菜を購入している。利尻昆布等の販売で島外から稼いだお金の流出が大きい状況である。事業化に向けては、人材の確保と農業全般のアドバイスを受け、耕作の着手を目指している。
RIS (リジョイバティブ ソリューションズ) ／札幌市 (事業型)	RIS では、江別市に存在する 4 つの大学を軸に、学生間の連携を図っている。コロナ禍で営業自粛に追い込まれていた飲食店の救済として RIS に参加する学生が主体となって「がんばれ飲食店！テイクアウト&デリバリー緊急対応店」のまとめサイトを構築するなど、社会課題解決に向けた活動を実施している。 本事業では、江別市内で事業を実施している東香産業株式会社と連携し、学生が企画した香り雑貨の製作ならびに販売と、地域の交流拠点としてのコワーキング&ワーケーションの場の提供とゲストハウスを兼ねた学生の下宿の運営を目指す。
小樽あんかけ焼そば親衛隊／小樽市 (活動型)	小樽あんかけ焼そば親衛隊は、小樽市内の民間事業者を中心として発足した市民ボランティア団体で、小樽のソウルフードであるあんかけ焼そばを通して小樽の観光振興を図ることを目的に、B-1 グランプリの出店やその他イベントの出店、商品開発、広報活動などを展開している。 近年は、大手チェーン店が「小樽あんかけ焼そば」という名称で商品を提供するなど、積み上げた小樽あんかけ焼そばのブランドが毀損しかねない事案が散見されていることから、地域ブランドとして知的財産の保護検討を行い、地域や観光客に愛される地域ブランドの構築を目指している。

2021年度

事業報告書

(自) 2021年5月 1日

(至) 2022年4月30日

公益財団法人 はまなす財団

事業報告書目次

I 概 要

II 事業別実施状況

1 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業	1
2 広域プロジェクト推進事業	3
3 地域活性化プロジェクト事業	3
4 情報交流促進事業	4

III 庶務事項	4
----------	---

別紙 2021 年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧(7 件)	6
------------------------------------	---

I 概要

本年度は、新型コロナウイルスの影響を受け在宅勤務、オンライン会議などを活用し従来とは異なる制約条件の中で試行錯誤を繰り返しつつ事業計画に基づき着実に事業を進めてきた。

このような状況下において、「北海道地域経営塾」、「地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）」、「地域づくり活動発掘・支援事業」など財団の中核となる自主事業については、オンライン会議を活用するなど「新北海道スタイル」や「働き方改革」も念頭におき実施した。

また、財団職員の人材育成強化については、業務の進展状況が不透明な中、外部派遣研修は想定していた社外研修が中止されるなどの影響もあり、当初計画の変更を余儀なくされたが、講師役やファシリテーター業務などを通じてOJTによる人材の育成に努めた。

2020年5月に制度を創設した寄附金については、ホームページやメールマガジンなどでの周知に努めているが特段の成果にはいたっていない。特に本年度は、「地域づくり活動発掘・支援事業」に充てるための特別寄附金についてクラウドファンディングの活用を検討していたが各種の制約があり、今後の検討課題とした。

なお、収支については、基本財産の運用益や受託事業収益が予算を上回ったことに加え、オンライン会議の活用による旅費などの減により事業費が予算を下回ったことから、経常収支は大幅な黒字となった。

II 事業別実施状況

1. 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業

(1) 2050年を見据えた持続可能な地域社会づくり

a. 北海道地域経営塾

今回で3年目となり以下の日程で開催した。本年度も昨年度と同様に連携協定を締結した東京大学地域未来社会連携研究機構などの協力を得て実施した。東大の講師からは、RESASを活用した政策立案事例の紹介などがあり、それを受けて受講者は、自地域の経済分析をより多面的に行う重要性を再認識し、最終的には、各自の地域に応じたアクションプランの作成・発表を行った。

なお、コロナ禍における開催のため第1回、2回、4回は、オンライン形式となったが、第3回は沼田町の協力を得て対面で実施した。

第1回 2021年10月2日（オンライン形式で開催）

第2回 2021年11月6日（オンライン形式で開催）

第3回 2021年12月11～12日（沼田町にてコンパクトシティ視察を兼ねて対面形式で開催）

第4回 2022年3月19日 アクションプラン発表会(オンライン形式で開催)

b. 地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）

「地域づくり活動発掘・支援事業」に採択された観光地域づくりに関するプロジェクトの共通課題を解決するために 2014 年 11 月に設置した研究会である（座長：北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 石黒侑介准教授）。

構成メンバーは、今年度から新たに 3 団体が加わり合計 18 団体となった。

第 1 回（通算第 23 回）2021 年 6 月 14 日（オンラインと対面の混在形式）

第 2 回（通算第 24 回）2021 年 10 月 27 日（対面形式で開催）

第 3 回（通算第 25 回）2021 年 11 月 24 日（対面形式で開催）

第 1 回は、アフターコロナを見据えた観光に関する「情報発信と活用事例」などの紹介を遠隔地のメンバーの意見なども考慮し、オンラインと対面の混在開催とした。

第 2 回は、昨年同様、日本能率協会が主催する「観光・ホテル・外食産業展 2021」におけるメタ観光推進機構代表理事牧野友衛氏のセミナーを実施し、北海道の観光地に新たな価値を加える「メタ観光」について対面での開催とした。

＊メタ観光とは、スマホの地図(位置情報)上にある観光スポットなどが本来有していた歴史的・文化的文脈(一般的に広く知られている情報)に加え、未知の多様な情報(地元人のみが知るマニアックな情報・伝承秘話など)を付加することで、観光地の情報に厚みを加え魅力アップを図るもの。

第 3 回は、「会員限定マーケットを活用したワーケーション等の地域振興プロモーション事例の紹介」、「Google サービスを利用した無料情報発信方法の実践例紹介」について対面での開催とした。

また、事業計画に記載した研究成果を集約する等の取組みについては、「北海道経済連合会・北海道大学・はまなす財団」の三者連携により「DMO のその先へ 量から質への転換を牽引する観光推進組織の現状と展望」として報告書にまとめた。

なお、北大とのデスティネーション・マネージャー育成に関する協定に基づき、なかとんべつ観光まちづくりビューロー蓮尾氏、小樽観光協会永岡氏の 2 名へ支援を実施し、2022 年 2 月 22 日にオンラインにて履修修了報告会を開催した。

（2）北海道の技術・経験の海外への普及

JICA 北海道における当初想定した研修計画などは、昨年度からの繰り越しを含めて以下の 5 コースを実施した。

- ① 2020 年度「観光振興とマーケティング (C)」コース（昨年度からの繰り越し）
- ② 2020 年度「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」コース（昨年度からの繰り越し）
- ③ 2021 年度「持続可能な観光資源管理開発(自然資源)」コース
- ④ 2021 年度「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」コース
- ⑤ 2021 年度「バングラデシュ/情報通信技術政策」コース（当初計画外）

いずれの研修も新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンラインでの開催となった。

対象国も中南米諸国、東南アジア諸国など様々で時差などの課題もあったが、オンライン講義と録画視聴を活用し研修を実施した。

当財団は、1993 年より JICA 北海道から開発途上国の行政官などを対象とした研修事業を受託してきたところであり、いずれの研修においても北海道内各地域の協力のもと地域の国際化・人材育成といった事業目的に合致するものと位置付け受託しているが、今後も、事業目的との整合性を図りながら必要に応じて研修事業を受託する。

2. 広域プロジェクト推進事業

(1) 広域情報誌の発行支援

「3 地域活性化プロジェクト事業(1)地域づくり活動発掘・支援事業」で財団が支援しているドット道東が発行する道東のアンオフィシャルガイドブック「.doto」に関する情報発信などを行った。

(2) 地域ベンチャー企業の育成

全道各自治体で活躍している地域おこし協力隊の事業化支援ということで「3 地域活性化プロジェクト事業(1)地域づくり活動発掘・支援事業」で応募があった案件から 1 件を採択し、支援に取り組んだ。

3. 地域活性化プロジェクト事業

(1) 地域ネットワーク支援事業

地域からの具体的な支援要請はなかった。

(2) 地域づくり活動発掘・支援事業

本年度は例年より少し遅れて「通常枠」の公募を 7 月に開始し、コロナ禍にあつて申請者へのヒアリングなどに時間を要したが、10 月に審査委員会を開催し、5 件を採択し支援に取り組んだ。（一覧表のとおり）。

また、本年度から北海道の強みである農業を核とした地域づくりを推進することを目的に、一般財団法人 HAL 財団(磯田憲一理事長)と連携し、「地域農業連携枠」を創設し、「通常枠」と同時に公募し、10 月に 2 件を採択し支援に取り組んだ。（一覧表のとおり）。

「通常枠」公募における条件は以下の 2 区分とした。

- ① 事業型・事業(ビジネス)による地域づくりの活動を継続し、収益性を重視する取組み
- ② 活動型・地域おこし活動(イベント等)の持続化のための仕組みづくりを行っている取組み

なお、選定に当たっては、事業者の意欲、地域での事業の将来の位置付け、地域特性や地元資源を活かした事業内容となっているか、資金計画の具体性などを重視した。

(3) その他のプロジェクトの相談助言

①地域活性化雇用創造プロジェクト事業（根室振興局受託事業）

平成 30 年度から北海道根室振興局より受託している「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」を本年度も受託した。

本年度は、根室管内企業の人材採用力・育成功向上に資するとともに雇用の安定・創出の確保を図るため、これらに関する採用力向上や人材育成功向上をテーマとしたセミナー・合同企業説明会などを根室、中標津の 2 会場でオンラインと対面の混在形式で実施した。

② その他事業

昨年度に引き続き新型コロナウイルスで影響を受けた札幌市内の中小飲食店を支援する目的で、当財団を含めて三社で「札幌市飲食店未来応援クラウドファンディング」を共同実施した。

また、釧路総合振興局や地方自治体の依頼に基づく人材育成事業などについて、当財団の事業目的に照らし妥当と判断する事業については、都度講師・コーディネーター派遣などを実施した。

4. 情報交流促進事業

(1) 広報誌の発行

本年度も引き続き、当財団広報誌である「はまなす」（通巻 54 号）を発行し事業 PR を行った。

(2) 財団ホームページ運営事業

財団の事業状況や組織体制を紹介するなど適切に情報開示を行った。

2016 年から始めたメールマガジンについては、職員が受領した名刺をもとに送付リストを作成し、4 月末現在では昨年同様約 3,500 件となっている。

また、当財団の情報以外にも道、経済産業局などが発信する地域にとって有益と思われる情報についても適宜発信しており、今年度は、昨年度より 4 回増え 30 回の情報発信を行った。

III 庶務事項

1. 理事会及び評議員会の開催

(1) 理事会

〈第 35 回〉

2021 年 7 月 7 日（水）京王プラザホテル札幌

2020 年度 事業報告（案）、決算報告（案）、定款変更（案）の承認

第 14 回 評議員会の開催日について決定

〈第36回〉

2021年7月29日（木）札幌センタービル

専務理事の選定

〈第37回〉

2022年1月25日（火）札幌センタービル

2021年度 事業中間報告(案)及び決算見込み(案)の報告

就業規程の改正について決定

〈第38回〉

2022年4月12日（火）京王プラザホテル札幌

2022年度 事業計画（案）の承認

2022年度 収支予算（案）について附帯事項付きで承認

（2）評議員会

〈第14回〉

2021年7月29日（木）札幌センタービル

2020年度 事業報告（案）、決算報告（案）の承認

理事及び評議員の選任

定款の変更について決定

2021年度事業計画及び収支予算の報告

2. 参加会

〈第6回〉

2022年3月2日（水）札幌センタービル

2021年度はまなす財団の取組状況説明

参加からの2022年度重点施策などの説明、意見交換

参加 北海道経済産業局産業部長 辻 純朗氏

北海道開発局開発監理部次長 竹内正信氏

北海道総合政策部地域創生局長 工藤公仁氏

以上

2021 年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧表 (通常枠 5 件)

採択団体名	事業概要
株式会社 ciokay ／浦幌町 (事業型)	浦幌町の地域資源である「はまなす」を活用した化粧品企画と販売を行うことを目的に、地域おこし協力隊が創業した法人である。 現時点では、需要が供給を上回っており、新たな製造設備の投資に向けて支援を実施する計画となっている。
羽幌町観光協会 ／羽幌町 (事業型)	羽幌町観光協会は、新観協研にも参加し、観光協会自らが実施する観光地域づくりの手本として、サイクルツーリズムによる地域連携、地域消費額増加を目指して取り組んでいる。 具体的には、天売島と焼尻島の2つの離島を軸にレンタサイクル事業の創出とサイクルツーリズムの普及を行うことで、旅行者の満足度向上および地域内消費の増加を目指す取り組みとなっている。
特定非営利活動法人芽室まちなか応援隊 ／芽室町 (事業型)	本法人は、芽室町の中心市街地ににぎわいを取り戻すことを目的に、町内の農業者や飲食業者、商工業者によって発足した組織である。 本事業では、地域資源を使った新たな加工品の製造と販売や地域イベントの主催などを行うとともにマイクロブルワリーの設立に向けて検討を行っている。
にじたべプロジェクト 函館市 (事業型)	本プロジェクトは、農業者や飲食店、宅配会社など多様な業種が連携した組織である 地域の農業者から規格外品の野菜を購入し、高付加価値化させ、地域の家庭や飲食店へ利用しやすい様々な加工野菜を提供する事業内容である。 支援事業の内容としては、野菜の加工を高度化する設備の投資の他、販路拡大に資する活動を計画している。
小樽ワインスクウェア推進協議会 ／小樽市 (事業型)	後志地区は、24 軒のワイナリーが集結する地区であり、その中核都市である小樽にワインの文化が根付きつつある。 本事業は、北海道のワイン産地として注目される後志地方の中核都市である小樽市をお寿司と日本酒だけではなく「ワインの街 小樽」に向けて、地域の飲食店が集まり小樽の食とワインの魅力を発信する事業を始めた。 ネーミングの由来は、小樽には「お寿司通り」があるのだから、通りからさらに広げた「ワインスクエア」を目指すということである。 支援事業としては、団体設立から Web ページ作成や情報発信の手段についてハンズオン支援を行う計画となっている。

2021 年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧表 (地域農業連携枠 2 件)

採択団体名	事業概要
株式会社けんぶち VIVA マルシェ / 剣淵町	剣淵町の若手生産者 15 名で作られた法人であり、少量多品種農産物の栽培と直接生活者やレストランへの販売など、先進的な取り組みを行っている。 本支援事業では、長年の試験栽培を経て生産体制が確立したスーパーフードと呼ばれるキヌアについて、認知度向上と流通体制構築のためのイベント等、また、作業効率向上や生産コスト削減に向けた設備投資を計画している。 キヌアを剣淵町の新たな特産品とすることや、HACCP 対応の工場の設備投資など、ハンズオン支援を行いながら実施することとしている。
NPO 法人まおい学び のさと/長沼町	私立の認可学校を目指している本法人は、設立方針である体験的学習としての「学校ごはん事業」の推進を軸に、地域の農業者と連携した食育事業を進める計画となっている。 「学校ごはん事業」の推進に向けて、調理場の施設整備や衛生管理に関するノウハウ提供および地域の農業者との連携等に関してハンズオン支援を行っている。 また、当法人と同様の食育理念を有している認定こども園への視察等を通じて、より具体的な計画を見据えて事業を進めている。

2022年度

事業報告書

(自) 2022年5月 1日

(至) 2023年4月30日

公益財団法人 はまなす財団

事業報告書目次

I 概 要

II 事業別実施状況

1 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業	・・・	1
2 広域プロジェクト推進事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 地域活性化プロジェクト事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 情報促進事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	5

III 庶務事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
----------	------------------	---

別紙 2022 年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧	・・・・・・・・	7
-------------------------------	----------	---

I 概要

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、感染予防対策を徹底し、事業計画に沿って着実に事業を実施した。

自主事業の「北海道地域経営塾」、「地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）」では、『カーボンニュートラル』を講義や研究テーマに据え、国の目標や具体的な取り組みなどを紹介した。

受託事業では、北海道経済産業局の「令和4年度地域ブランド確立促進支援事業」をはじめ、新規に4件の事業を受託した。

また、当財団を取り巻く環境変化を踏まえ、今後の財団のあり方を検討する会議を設置し、2023年7月を目途に最終報告を取りまとめる予定で検討を進めている。

決算については、基本財産運用益や事業収益などの経常収入が予算を上回ったことに加え、事務所の移転保留による引越費用や人件費の減少により経常費用が予算を下回ったことから、経常収支は黒字となった。

寄附金については、ホームページやメールマガジンなどで周知に努めているが特段の成果には至っていない。

II 事業別実施状況

1. 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業

(1) 2050年を見据えた持続可能な地域社会づくり

a. 北海道地域経営塾

本年度で4期目を迎え、地域づくりを担う行政職員や民間人を対象に、12地域から13名が参加し、以下の内容で開催した。講義とワークショップ形式により、連携協定を締結している東京大学地域未来社会連携研究機構や北海道経済産業局の協力を得て、参加者がそれぞれ設定したテーマに沿ってRESASを活用した自地域の経済分析を行いながら、地域経営という視点でアクションプランを立案し、最終回に各自から発表を行った。

	開催日	内容・講師等
第1回	2022年10月1日（土） ～10月2日（日）	「地方創生と地域経営／脱炭素と地域経営」 講師：総務省自治大学校 教授 荒川氏 一般社団法人集落自立化支援センター 代表理事 仲埜氏
第2回	2022年10月29日 （土） ～10月30日（日）	「RESAS活用による地域経済分析」 講師：北海道経済産業局 総務企画部企画調査課 小玉氏
第3回	2022年12月17日 （土） ～12月18日（日）	「芽室町における地域経営の取り組み」 講師：芽室町長 手島氏 芽室町 魅力創造課長 西田氏
第4回	2023年3月5日（日）	「アクションプラン発表会」 講評：東京大学地域未来社会連携研究機構 研究顧問 松原氏 講師：総務省自治大学校 教授 荒川氏

また、これまで4期にわたり卒業生が40名を超えたことや、コロナ禍の影響で2期生と3期生の講義がリアルでの開催がほとんどできなかったという事情もあることから、これまでの卒業生が一堂に会してネットワークを構築する機会の提供を目的に特別回を開催した。

特別回 2023年3月4日（土）「卒業生によるアクションプランの進捗発表と交流会」

b. 地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）

新観協研は、「地域づくり活動発掘・支援事業」に採択された観光地域づくりに関するプロジェクトの共通課題を解決するために2014年11月に設置した研究会である（座長：北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 石黒侑介准教授）。本年度は16の観光推進組織等が参加し、以下の内容で研究会を開催した。

	開催日	テーマ・講師等
第1回 (通算26回)	2022年9月27日（火）	テーマ：「ゼロカーボンと観光地域づくり」 講 師：公益財団法人北海道環境財団 事務局次長 久保田氏 活動支援課長 谷村氏
第2回 (通算27回)	2022年10月19日 （水）	観光・ホテル・外食産業展2022（日本能率協会主催）と共催で公開型のセミナーを開催 テーマ：「過疎地・鉄道沿線における滞在型観光」 講 師：株式会社さとゆめ 代表取締役 嶋田氏
第3回 (通算28回)	2023年1月19日（木）	テーマ：「SNSに向けた情報発信手法」 講 師：一般社団法人ドット道東 代表理事 中西氏 株式会社 Earth Friends Camp 代表取締役 絹張氏
第4回 (通算29回)	2023年4月9日（日） ～11日（火）	鶴居村観光協会が行なうワーケーションの取組や観光DX事業などを視察 コーディネート：NPO法人美しい村・鶴居村観光協会 事務局長 服部氏

c. 道内の観光協会等の人材育成支援

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院との「デスティネーション・マネージャー育成に関する協定（2018年締結）」に基づき、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会に対して助成を行い、2023年3月8日にオンラインで履修修了報告会を開催した。

（2）北海道の技術・経験の海外への普及

当財団では、1993年よりJICA北海道から開発途上国の行政官などを対象とした研修事業を受託している。本事業では、北海道各地域の国際化に資する事業として、JICA北海道と連携してプログラムの企画立案、準備、研修を実施した。

<研修①>

研修コース名	課題別研修「持続可能な観光資源管理・開発(自然資源)」コース（オンライン）
--------	---------------------------------------

研 修 期 間	2022 年 8 月 19 日～9 月 22 日
参 加 国	ブータン、キルギス（2 名）、モルディブ（2 名）、タジキスタン、ケニア ボツワナ（2 名）、レソト、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2 名）
研 修 内 容	・日本における多種多様な観光資源、特に自然資源において管理と資源を活用した 開発の実践例（成功・失敗例）を通して、地域の社会・文化を尊重した自然観光 資源における持続・発展可能な観光開発のための課題と取組を学ぶ

<研修②>

研修コース名	課題別研修「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」コース
研 修 期 間	2022 年 9 月 21 日～10 月 19 日
参 加 国	ニカラグア、コロンビア、ホンジュラス、ブラジル（2 名）、グアテマラ ドミニカ共和国（2 名）、キューバ、エルサルバドル（2 名）
研 修 内 容	・日本の地域行政、住民参加型での地域開発に関する経験・アプローチ手法を学ぶ ・道内視察先（沼田町、東川町、下川町）

<研修③>

研修コース名	課題別研修「持続可能な観光資源管理・開発(自然資源)」コース（来日補完研修）
研 修 期 間	2023 年 2 月 6 日～2 月 22 日
参 加 国	ブータン、キルギス、モルディブ（2 名）、ケニア、ボツワナ（2 名） レソト、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2 名）
研 修 内 容	・研修①の補完研修、道内視察先（札幌市、小樽市、網走市、白老町、ニセコ町、 斜里町ウトロ）

2. 広域プロジェクト推進事業

（1）広域情報誌の発行支援

「地域づくり活動発掘・支援事業（3. 地域活性化プロジェクト事業（1））」で財団が支援している一般社団法人ドット道東が発行する道東のアンオフィシャルガイドブック「.doto」に関する情報発信などを行った。

（2）地域ベンチャー企業の育成

「地域づくり活動発掘・支援事業（3. 地域活性化プロジェクト事業（1））」で応募があった案件を軸に、地域おこし協力隊の事業化支援を実施した。また、受託事業と絡めて、地域の事業者に対する事業承継のアドバイスや北海道事業承継・引継ぎ支援センターへのつなぎ役を担い、地域への定住促進を目指した支援を実施した。

（3）RESAS を活用した政策立案支援

北海道経済産業局が地方創生の一環として取り組む、EBPM*視点に基づく RESAS を活用した政策立案支援に対し、2023 年 2 月から職員を派遣して協力した。

※EBPM(Evidence Based Policy Making) は、証拠に基づく政策立案のこと

3. 地域活性化プロジェクト事業

(1) 地域づくり活動発掘・支援事業

本年度も民間団体等による地域づくりに関する事業・活動を対象とした「通常枠」と、一般財団法人 HAL 財団との連携により、農業者などが組織する団体を核とした地域づくり活動を対象とする「地域農業連携枠」を設け、道内各地の様々な事業・活動を支援した。

2022 年 6 月 1 日～6 月 30 日に公募を実施し、8 月 25 日に審査委員会を開催して、「通常枠」3 件、「地域農業連携枠」2 件のプロジェクトを採択した。(採択先は一覧表のとおり)

また、2022 年 8 月 23 日には、韓国市道生涯教育振興院協議会からの視察があり、当財団の「地域づくり活動発掘・支援事業」に関する考え方やハンズオン支援の内容について説明を行った。

(2) その他のプロジェクト事業

受託事業については、当財団の公益目的に合致する案件で、かつ当財団の持つ知見・ネットワークが発揮できる分野について行った。

a. 企業を支える人材確保・育成支援事業委託業務(根室振興局受託事業)

根室管内の人手不足の状況および新型コロナウイルス感染症の拡大による採用方法や事業活動の変化を踏まえ、管内企業の人材確保や定着率向上を支援し、雇用創出および確保を図るため、これらに係わる企業向けのセミナー(根室、中標津の 2 会場)や高校生向けの合同企業説明会(中標津)を開催するとともに、管内企業に対する伴走型の専門家派遣を管内自治体や経済団体等とも連携して実施した。

b. 農村地域等に係る農泊コンテンツの情報発信及び開発・発展支援セミナー事業【新規】 (北海道農政部受託事業)

農村ツーリズム推進に向けて有意義なセミナーを企画し、岩見沢、北見の 2 会場で「対面型とオンライン」によるハイブリット方式のセミナーを実施した。

c. 知床しゃりサスティナブルな観光コンテンツ強化モデル事業【新規】 (一般社団法人知床しゃり受託事業)

知床の海岸線に漂着する海岸ゴミ問題を旅行者が地域と一体となって解決するための「知床型環境復元観光／ゴミ拾い海岸トレッキング」の実証事業を実施するとともに、回収した廃棄物のリサイクルやアップサイクルについて調査を行い報告書にまとめた。

d. 令和 4 年度地域ブランド確立促進支援事業【新規】(北海道経済産業局受託事業)

北海道の地域資源を活かした商品等のブランド力向上と地域ブランド化の実現を目的に、①一般社団法人蘭越町観光物産協会(らんこし米)、②おとべ創生株式会社(おとべ黒千石／大英白乙女^{おおさやしろおとめ})を対象に、課題に応じて専門家(支援人材)を派遣する支援会合を実施し、地域ブランド戦略(アクションプラン)を策定した。

e. 道内自治体の共通課題実態調査【新規】（北海道経済産業局受託事業）

生産から加工・販売に至る食関連産業のサプライチェーン上の北海道内の複数地域が抱える人的資源・物的資源の共通した課題について、文献調査と現地調査を実施し、調査結果から導き出された課題とそれらの課題解決のためのプロジェクト案を検討して報告書にまとめた。

f. 講師・コーディネーターの派遣

北海道開発局や地方自治体等の依頼に基づき、講師・コーディネーターとして職員を派遣した。

4. 情報促進事業

（1）広報誌の発行

当財団の事業活動を多くの方々に知っていただくため、広報誌「はまなす（通巻55号）」を発行した。また、当財団では、北海道内の地域づくりに向けた活動を行っている各種団体や地域おこし協力隊などに対して支援してきたことから、その成果を「地域活性化支援事例集」として取りまとめ、2022年6月に冊子を発行した。

（2）財団ホームページ運営事業

当財団が取り組む地域づくりに関する様々な情報を広く一般に提供するため、インターネット上においてホームページを運営した。また、地域に有益な情報をメールマガジンにて発信した。メールマガジンの登録数は、2023年4月現在で約3,500件、本年度の発信数は、26件となった。

III 庶務事項

1. 理事会及び評議員会の開催

（1）理事会

〈第39回〉

2022年6月2日（木）札幌センタービル

2022年度 収支予算の承認

〈第40回〉

2022年7月7日（木）札幌センタービル

2021年度 事業報告（案）、決算報告（案）の承認

理事長の任期に関する規程の制定

第15回評議員会の開催日について決定

〈第41回〉

2022年7月29日（金）ホテルニューオータニイン札幌

理事長、専務理事の選定

〈第42回〉

2023年1月27日（金）札幌センタービル

2022 年度 事業実施状況（中間）及び決算見込みの報告
〈第 43 回〉

2023 年 4 月 27 日（木）札幌センタービル

2023 年度 事業計画（案）、収支予算（案）の承認

（2）評議員会

〈第 15 回〉

2022 年 7 月 29 日（金）ホテルニューオータニイン札幌

2021 年度 事業報告（案）、決算報告（案）の承認

理事、監事、評議員、評議員長の選任

2022 年度事業計画及び収支予算の報告

2. 参与会

〈第 7 回〉

2023 年 3 月 15 日（水）札幌センタービル

はまなす財団の 2022 年度活動状況の説明

参与からの 2023 年度重点施策などの説明、意見交換

参与 北海道経済産業局産業部長 菅原知彦氏

北海道開発局開発監理部次長 石川 信氏

北海道総合政策部地域創生局長 和田弘之氏

以上

2022年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧表

【通常枠3件】

採択団体名	事業概要
一般社団法人ステイビ ばい美唄市	一般社団法人ステイビばいは、重要な戦略を立案・検討する「戦略企画会議」には商工会議所や農協、美唄市内の有力企業のほか、観光協会なども参画し、官民一体となった取り組みが期待される。また、地域の利益を生み出す「稼がせる団体」になるという目的のもと、市内の他の組織が稼ぐための地域マネジメントを行う組織というスタンスをとっている。申請の中心となる「デジタルアート事業」は、単に新たな観光資源としてだけでなく、地方都市ではなかなか味わうことのできない体験を住民へ提供することにより、住民の満足度向上、地域の魅力向上を図り、昼間滞在人口の増加や移住・定住促進など、地域の活性化にもつながる事業となっている。
ミナイカシ合同会社 /幕別町	留学生や技能実習生などの外国人、農業インターンシップを希望する大学生、児童養護施設等の出身者の各サポート団体が集まって設立した合同会社で、幕別町の農家から提供された約1haの農地を耕作している。農作業を通じて多様な人材の可能性を引き出し、それぞれの「居場所を作る」ことを設立目的としており、新規就農や交流の促進、最終的には移住・定住促進にも繋がることから、地域の活性化に貢献することが期待される。帯広市内の自然農法に取り組む農家より技術指導を受け、自然農法を実践していることや、耕作面積が1haと小さいことから、自立に向けた収益性向上のため、規格外野菜を使った加工品の商品化を目指している。
hug*café /札幌市	10年ほど前からママ友コミュニティづくりを行ってきたが、コロナ禍を契機に、周囲の状況に影響されずに仲間が集まることのできる場所を作ろうと、2022年5月、札幌市西区にhug*caféを開業。イベント企画・実施のほか、メンバーが作った雑貨の委託販売、レンタルスペースやコワーキングスペースとしての貸し出し、オンラインコミュニティの運営などを行っている。オンラインコミュニティには約80名が在籍しており、将来的には子育て世代女性たちの「やりたいことを実現できる場所」として、スモールビジネス立ち上げを支援するインキュベーション機能を強化し、起業支援などのビジネスモデル構築を目指している。

【地域農業連携枠2件】

採択団体名	事業概要
十勝有機・カバークロ ップ環境保全促進グル ープ/幕別町	有機食材の普及のため、消費者の理解と消費拡大につなげる取り組みとして、学校給食への有機農産物の導入を目指している。子どもたちやその保護者に有機農産物を身近なものに感じてもらうため、まずは月1回、地域の有機野菜を使った100%有機食材のみの学校給食（オーガニック給食）を実現させることが目標だが、自治体の予算や保護者負担の増大などから学校給食への導入は容易ではないため、マルシェや食育イベントなどの小さな取り組みを積み重ねることからスタートし、行政、学校関係者、保護者などの理解を得ながら、有機農産物の活用に向けた機運醸成を図っていく計画である。
縁の畑（えんのはた） 共同販売グループ /長沼町	地場スーパーと連携して地元野菜の常設販売コーナー設置や、メンバー農家のマルシェイベントなどを通じて地産地消を拡大させる取り組みのほか、近郊の飲食店・一般消費者へ向けた野菜の宅配などを行っている。 農家や加工会社等からなる正組合員と、一般消費者や飲食店等からなる準組合員から構成され、消費者が直接農家等を支援するしくみが取られており、地域CSA（地域支援型農業）の実現を目標に、まずは販路拡大のほか、自然農法に取り組むメンバー農家の農産物のブランド化や、年間通じて安定した収益を確保するための加工品開発、農家・消費者双方の環境保全型農業への理解促進などに取り組む予定である。